

石炭業助會報

第4卷 第7號

昭和十四年十二月發行

明和十二年四月七日第三種郵便物認可
明和十四年七月十七日印刷納本 昭和十四年七月二十日發行

法人 筑豊銀行

目次

(卷頭言) (日英會談と大亞細亞主義)	鳴濱
石炭需給の現状と對策に就て	武内 禮藏
石炭の統制に就て	小金 義照
筑豊炭田の熱量と灰分關係	町田 隆介
参考資料	
試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過(七)	星 悠吉
管下鍛山労務者の銃後生活刷新の趣旨	福岡鍛山監督局
未經驗労務者の初給賃金基準決定	(三)
石炭船運賃	(四)
稟 証 報	(五)
石炭の公定價格八月中旬に決定其他	(六)
本會記事	(七)
武内專務歸來談發表	(八)
石炭鑛業權設定	(九)
炭界日誌	(十)

七月號

石炭業助會發行

炭坑關係者各位の
御 安 全 を 祈 る

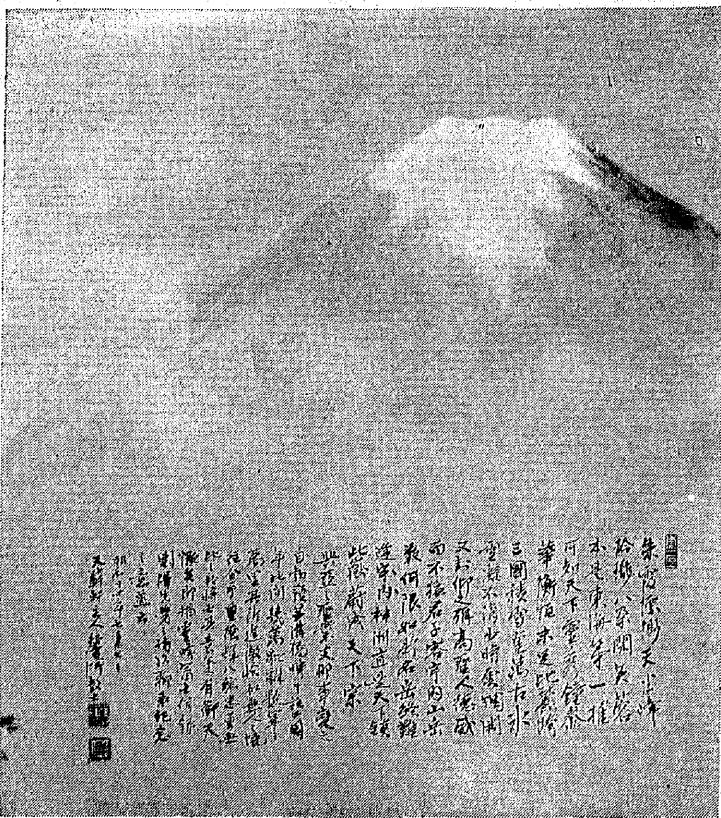
福岡市薬院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

電話福岡西⑧ (西)二三一九番
～(西)四三四二番

出 佐 世 保 市 相 之 浦 所長 仁 藤 已 知 勇
張 若 賀 縣 東 松 浦 郡 楠 久 所長 西 村 勉 一
所 東 京 市 代 々 木 西 原 町 八 九 六 所長 渡 邊 幹 夫 一
名 古 屋 市 昭 和 區 田 邊 通 一 丁 目 一 所長 野 口 祐 三 郎

若 松 杉 山 韻 洋





—△— 言 頭 卷 △—

日英會談と大亞細亞主義

支那事變滿二周年を経過せる今日、なほ長期抗戦を豪語する蔣介石を操つてゐるのは英佛ソ等援蔣諸國である。然に英ソの援蔣態度は最も露骨にして且つ大膽である。この意味に於て、大和民族に課せられたる東亞新秩序建設の妨害をなす者は、獨り蔣政権のみならず英ソ兩國が正面の敵である。

故に今回の日英東京會談は今事變の山である。然るに我の彼に要求するところは餘りに手ぬるいようである。この最小限度の要求すら言を左右にして、老猾巧妙なる外交辭令を以てゴマ化さうとしてある。

今次の會談は、英國が過去一世紀間に於て印度を征服し、南洋諸島を蠶食し支那を侵略した大英帝國主義の總決算である。故に彼が我が要求を全面的に承認してアッサリと手を引くか左もなんくは會談を決裂せしめて、無敵皇軍の實力を以て、速かに支那からも、南洋からも將た印度からも強慾非道なる彼英國を断乎驅逐すべきである。

今や反英機運は、現地大陸け固より我國津々浦々に至るまで澎湃として捲き起り、老猾英國討つべしの聲は最高潮に達してゐる。實に千歳一遇の好機である。この好機を逸せず断乎として暴戾英國を排撃し、東亞の天地より白人の勢力を驅逐して、速かに日本を盟主とする東亞新秩序を建設し「アジアはアジア人のアジアなり」の大亞細亞主義を世界に宣言し、アジアを中心とする八紘一字の世界政策實現に向つて勇往邁進すべきである。

(鳴瀧)



若松杉響洋山

石炭需給の現状と対策に就て

互助會石炭株式會社 專務取締役 武内禮藏

一、需給の現状に就て

石炭需給の圓滑不圓滑は時局下に於ける最大の重要性を持つものであるが需給の現状は供給に於て種々なる影響を蒙り本年の需給關係は供給不足の状勢にあり、我々供給者としても其使命の重大性に鑑み不屈不撓努力を傾注し關係官廳の御指導と相俟つて萬難を廢し懸命に出炭增加に邁進しつゝあるも如何せん實績は甚だ意の如くならず今後の對策に就き専ら奔走中なり、需要者側に於ても之等の實狀を認識され合理的燃燒と徹底的消費節約及び石炭供給の實狀に即し國策に添ふ御決心を持たれんことを要望す

二、増産計畫に就て

勞働力充足に對しては商工省と厚生省に緊密なる連絡を圖り最善の處置進行中なり
器材不足に對しては國情としては如何ともなす能はざるも既設々備を基礎として其能力を發揮せしめ國家的見地より見て第三者の礦區と雖も前記既設施設に依り有利に採掘せられる隣接礦區は、現在稼行炭礦々區主より適當なる區域の讓渡又は増減等につき相互間に於て協定なすことに夫々手配中なり、要は第三者の礦業權は要求者との間に於て相互適正妥當なる價格又は條件の一一致を要望するものなり、之れ増産に對する對策の一なり、之が實現は直接現在施設に依り増産せ

しむる唯一の重要性を有するものなり

三、配給機構に就て

商工省にては需給調節の見地より商工省機構改組と共に徹底的配給機關を設立せらるべき目下之が對策準備中なり
今や石炭供給不足の憾みある時期に際し之が萬全を期せらるゝことは當然のことゝ思考す、此間に介在する販賣業者に幾分の摩擦あるは已むを得ざるものと信ず

四、炭價問題に就て

商工省は昨年九月臨時措置法第一條に依り昭和石炭に對しては命令を以て又我互助會に對しては自治的統制に依り夫々炭價の引下げを斷行いはゆる二重炭價制により極力昭和系炭礦の炭價を抑へると共に一方昭和系炭礦に比し生産費の高いから善處される等常に炭價問題に就ては二重炭價の伸縮性を利用して適正に處置されてゐるが、然し此の二重炭價は商工當局としては低物價政策に對する緊急處置にして一種の便法に過ぎず、本格的炭價問題は目下政府に於てはあらゆる角度から検討中で殊に八田商工大臣は石炭の重要な性に鑑み之が解決に重大關心を持たれ、先般私が大臣に會見の節も特に此問題に關し一時間半の長時間に亘り意見を具陳した程で大臣自ら炭價問題の解決に乗り出されてゐたが、最近政府當局の意向を忖度するに結局之が根本解決策としては豫て私共が提唱している共販制に依るものと見られ而も其實現の時期は案外早く來るのでないかと思考される

猶政府に於ては昭和及び互助會に屬せざる無統制炭礦に對しても各地方礦山監督局を通じて之が統制に乗り出すこととなつた由で之はアウトサイド炭礦の炭價の不自然なる値上りを見つゝある現狀に徵し已むを得ぬ次第と思はる

五、中央資金委員會への希望

最後に臨み中央資金委員會の標準賃金設定に關し希望したきは、最近の出炭が豫期に反し其豫定額に達せざる最大理由は労働力の不足に依ること勿論にして、それは炭礦稼動者は他工業の從業者に比し危險率が甚大なるにも拘らず資金は他の重工業を始め時局産業に比し低廉なため、坑夫の募集が極めて困難なるのみならず他工業への轉出者續出の有様にて従つて最近の坑夫數は漸減の傾向にあり、之を日銀調査に就て見るも（調査炭礦數九十四）

人	員
昭和十四年一月	一九〇、六九二人
同二月	一八九、三三九人
同三月	一八八、三七二人

即ち本年一年以降は漸減歩調を示し、更に其移動比率が他工業に比し斷然高率な爲め労働能率を著しく低下せしめつゝあり、従つて中央資金委員會の標準賃金設定に關しては其邊の事情を十分斟酌されんことを切望する次第なり。（完）

石炭の統制に就て

商工省礦山局長

小金義照

一、序　　説

石炭は最も普遍的に且つ基本的な燃料として、直接各種産業の原動力となつて居るのみでなく、電力、石油等の

發生源であつて廣く各種の産業活動に對して基本的役割を果して居ると共に他面に於て化學工業に於ける主要原料ともなり、近代産業に於ける其の重要性は、寔に測知すべからざるものありと稱すべきである。

石炭礦業が製鐵事業と並んで各種産業の基礎産業と稱せられ、國防整備の中樞を爲し、其活況の度が即ち一國産業の繁榮と安泰とを圖るバロメーターであるとせられるのも、蓋し當然のことであらう。

鐵と石炭とは國家及び産業に取つて骨肉であり、又榮養糧にも譬へらる可きであらう。資源支配の強弱大小が、一國の發展を制約する最大なる素因であることは改めて申す迄もないが、特に石炭、鐵を樞軸とする礦物資源の獲得が、列國資源戰の中心となつて居る事實も、又現に世界一等國と目せらるゝ國が、概ね其の繁榮と發展の基礎を右の兩資源の惠與に俟つ現狀も蓋し當然のことであらう。輓近産業界に於ける電氣石油等の利用は著しく昂上して來たが、電力事業の發展にしても、火力發電の如きは畢竟石炭の進出と看做す可きものである。又最近に於ける石油の進出は實に目覺しいものであるが、餘りにも飛躍的なる其需要增加は、近い將來に於て世界的に石油飢餓を招來しかねまじき脅威をさへ與へて居る様である。殊に我國の如く石油資源の貧弱なる國家に取つては、天然石油中心の液體燃料政策は石油の重要な性に鑑み決して當を得たる措置とは認め得ぬ所である。最近に於ては代用燃料の勃興が世界的に顯著となり、我國に於ても、殊に石炭液化工業が各種の積極的助成施設の下に輝しき前途を以て進行を開始して來たのであるが、此等の事象は一轉して之亦石炭の需要激増と化し、石炭礦業の重要性は産業の發展を經とし人智の進歩を締として愈々加重されつゝあると稱しても敢て過言ではあるまい。

最近數年間に於ける我國情は、石炭の需要を著しく増加せしめて來たのであるが、特に昭和十一年以來、所謂經濟の準戰時體制化の下に、生産力の擴充が國策として掲げられ、昭和十二年に入つてからは、時局は益々緊迫の相貌を呈し、遂に其の七月蘆溝橋畔に端を發した北支事變が其の後更に全面的に擴大して、今次の支那事變となるに及んで、本邦經濟體

制は急角度に準戦時の夫れから眞の戦時の夫れに移行し、經濟、產業の凡ゆる方面に亘つて急速なる動員が行はれ戰時經濟の確立に向つて物心兩面の徹底的集中を見るに至つたのである。

石炭礦業も斯る情勢の中に最も最近一段の活況を呈し、石炭は廣汎なる基礎資材として、其の需要は今後に亘つて益々旺盛化すべきを想はしむるのであるが、前述の如く石炭は各種産業の基礎的原動力にして、石炭礦業の運営の如何は即ち國家産業全般の興廢を決するものであるが故に、今後に於ける國防經濟の確立と其の圓滑なる運営に關聯して、斯業の負擔する使命たるや定に重大なるものあるを痛感しなければならぬ。

一、石炭需給の概況

天然資源の恵與必ずしも豊富ならざる我國も石炭資源丈は稍々見るべきものがあつて、其埋藏量及び分布區域も相當範圍に亘り、内地は北海道、常磐、山口及び九州等の各地方に及び、其他外地にも相當の埋藏量が豫想せられ、特に樺太の如きは大に有望視せられ、近時急速なる開發を見つゝある實状である。

内地資源に付ては昭和七年商工省に於て調査した處に依れば、現在及び推定埋藏量中の實收豫想炭量のみに於ても實に六十五億噸の巨額に達して居るのである。更に外地の實收豫想炭量を之に加算すれば、約百億噸に達するのである。

右の如く本邦内に於ても相當量の埋藏石炭を有して居るのであるが、最近に於ける石炭需要の飛躍的膨脹の趨勢に鑑みるときは、必ずしも之を以て充分なりとは稱し得ぬのである。然し石炭資源に付ては、幸ひ滿洲及び世界的石炭寶庫たる北支に之を期待し得るを以て、問題は寧ろ此等各地域に埋藏せられて居る石炭資源を如何に合理的に開發し、石炭需要の激増に對處して、其の供給の圓滑を期するかに在るものと云はなければならぬ。

石炭需給の狀況に付ては、本邦石炭需給統計の集計の一部を参考迄に掲げるならば次の通りであつて、昭和八年以來需

要額は著増を示して來たが、他面供給亦良く之に追隨して大體九十%以上の自給率を保持して來た。然しながら今後に於ても、産業各段に亘り、一層の急速度を以て生産力擴充が進行するに伴ひ石炭需要の伸張も一段と躍進的となるべきは當然豫想せらるゝ處である。

合計（内地、朝鮮、臺灣、樺太）（單位噸）				
	昭和七年	同八年	同九年	同十年
產 出 額	三、二六、九三	三、三五、四六	四、三二、三九	四、八三、七三
輸 出 額	一、五九、九五	一、七三、六一	一、三七、四四	一、一六、九七
輸 入 額	三、六一、五〇	四、〇〇、二六	四、六五、五二	五、〇六、四六
需要額に對する 産額の割合 百分比	四%	四%	九%	九%

既に昭和十二年に於て、配給組織の不完全と、運輸機關の不足とから或地方又は或種産業に一部供給の圓滑を缺くに至り、石炭市價も亦之に伴つて急激なる上昇を示し、種々好ましからぬ現象も表はれて來たので石炭に付ても、其の生産力の急速なる擴充計畫を樹立遂行すると共に、需給の圓滑なる關節を實施するの必要が痛感せられて來たのである。

當局に於ては右の情勢を洞察して昭和十二年五月石炭礦業聯合會に對して、石炭の增産及び配給に關する諮問を發し、之に次いで商工省を中心として増産五ヶ年計畫並に之に伴ふ人的資源及び各種物的資材の補充計畫等を樹立したのである。

此等の計畫の内容に付ては發表出來ないが、要するに製鐵事業を始め化學工業、電氣事業等各種既存産業の擴充と、石炭液化工業等の如き新興産業の發展を急速に實現せんとする限り、石炭は其の數量に於て相當の龐大なる需要増加を豫期たのである。

しなければならぬ。

之に對する供給方策に付ては、資源的に之を觀るならば、北支、滿洲等の寶庫の開發を爲すことが固より望ましいことであるが、何としても石炭は地下埋藏物であり、之を採掘運搬して消費に供する迄には、相當の設備と準備とが必要であるので、如何に努力したとしても、直に北支方面より多大の供給量の増加を期待することは至難事と云はなければならぬ。又滿洲に於ては増産と併行して滿洲自體に於ける石炭消費量も著増しつゝあるので、之よりの輸入量の増加を本邦石炭供給増加の中心的方策とする事も先づ困難ではなからうか。本邦生産力擴充計畫に伴ふ石炭需要の増加は、何としても當分の中は國內炭の供給増加を樞軸として之に大陸資源の增産計畫を補翼とした供給方策に依り、之が充足を期する他はあるまい。我國從來の石炭需給の概況を見るに、大體需要額の九十%以上は之を國內炭に依つて自給して居るのであつて、今後の見透しとしても石炭聯合會の答申或は各社の增産計畫に關する當局の調査等に徴し大體に於て當業者の自發的增産計畫を指導推進することに依つて、一應所期の増産は之を達成し得るものと思はれる。只右の增産計畫の指導推進は、單に從來の助長行政に概ね見らるゝ如き態度を以て臨むことなく、全體的な國家的立場より出發した計畫的統制の下に實施せらるべきものである。

茲に特に國家的全體的立場よりする計畫的統制と稱した中には、次の二點が特に重要である。其一つは特殊炭の増産並に其の配給の問題であり、其の二は石炭礦業の將來に向つての確立の問題である。第一の特殊炭の増産並に其の配給の問題に關しては、石炭の單なる數量的需給の適合は決して所謂需給の調整を全くする所似に非ずして、更に一步進んで炭種別に調整を圖らねばならぬのである。製鐵事業、冶金業、ガス事業等は其の原材料として特殊の石炭を要求するものであり、人造石油用の原料炭も亦或程度まで同様な事情に在る。斯の如き特殊用途に供するものに付ては、其の種の適性炭の供給力の増加を圖るに非ずんば當該重要資料の増産計畫は畢竟無意味に終るのである。斯る見地から、當局に於ては石炭

の生産能力調査委員會を設置し、昭和十二年より四ヶ年の計畫を以て、内地に賦存する石炭の品質別埋藏量の調査を實施しつゝあり、調査の進歩に並行して、特殊炭の出炭増加に遺憾なきを期して居る次第である。即ち鐵鋼增産計畫、人造石油事業振興計畫等を始めとして、軍需產業の生産力擴充計畫の内容は、夫々割期的な數字を目標として居るので、之に必要なる特殊炭の數量も亦相當巨額に達するのであるが、大體のコータス用炭は、内地に於ては北海道及び九州に於ける増産を中心として、之に北支、滿洲より特殊適合炭の若干輸入増を期待する程度で、一應需要に應じ得る見込であり人造石油原料炭に付ても、九州、北海道、樺太等の石炭が夫々目標となつて居るが目下實施中の石炭品質別埋藏量調査の進捗と相俟つて、更に適切なる具體的方策が講ぜられる豫定である。第二の石炭礦業の確立の問題とは、一面に於て石炭の生産統制の問題であり、我經濟圏内に於ける優良炭山の選擇的開發の問題であるが、之に付ては便宜次項に於て記述することとする。

三、日本に於ける石炭統制の重點

石炭に關しては輸送上の支障が之を阻害せざる限り、特に著しい石炭飢餓は起らない筈であるにも拘らず事變下に於て政府が敢て石炭統制を國家的見地から實行した所似のものは、單に石炭需給の均衡保持に重點を置いたものでなくして、一切の經濟力を戰争目的遂行の爲に動員せんとする計畫の一部として必要であると考へたからである。従つて石炭の増産は畢竟軍用又は軍需產業用（乃至輸出炭產業用炭）の所要數量確保を主たる目標とした炭種別増産であり石炭配給の統制は軍用又は軍需工場（乃至輸出產業）に對する適性炭の絶對的供給確保を主眼とするものである。斯る意味に於て石炭の統制は絶對數量の著しく不足して居る他の重要物資の統制と趣を異にしてゐるのであるから、此の特異性を充分理解して置く必要がある。沿革的に見て、昭和十一年當初より各種產業に亘り一齊に開始された生産力擴充の波は、原料、資材の

需給を漸次緊迫せしめつゝあつた處、支那事變の勃發は、戦争と云ふ龐大なる新規需要を登場せしめたので、さなぎだに不足勝ちであつた各種物資の供給は一層不圓滑となり、當面不可避の軍需への供給確保の爲めに、何等か特殊の対策を講じなければならぬ情勢に立ち至つたので、茲に物資動員の計畫を設定し、差當り直ちに必要なる重要物資に付て、不取敢昭和十三年分の需給方策を決定し、以て軍需の確保に努むると共に生産力擴充を出來得る限り實現せしむることゝし、更に民需の範圍に於ても物資の流れを規整し、國策遂行に便ならしむることゝしたのである。

戰時體制下の新機關として、新に商工省に設置せられた臨時物資調整局は、物資動員に關する基本計畫を基礎に、夫々軍需の確保、生産力の擴充、國民經濟運行の圓滑化を具體的に立案計畫しが實施に當る譯であるが、其の臨時物資調整局第一部を中心として官民廣汎に亘る多數の人材を集めて、石炭生産統制協議會及び石炭配給統制協議會が設置せられたのであるが、右協議會及び其の關聯事項を略述すれば次の通りである。

1 石炭生産統制協議會

設置要綱

一、協議會の目的

石炭の生産の具體的計畫及び之が計畫の具體化に必要なる方策の樹立並に炭價の統制を爲すこと

二、協議會の構成

協議會は臨時物資調整局に之を置く

委員長　臨時物資調整局第一部長

委員　臨時物資調整局及び關係各官廳關係官、尙必要に應じ民間團體の代表者をも委員とすること

即ち生産統制協議會は、先づ増産の具體的計畫及び其の具體的實施策を樹立し、且つ市價の統制を爲すを其の使命とす

るものであるが、現下の實情に即應して、特に主要なる協議事項たる可く豫想せらるゝものゝ中から二、三を擧ぐれば次の通りである。

(イ) 生産に必要の人並に物の供給確保の問題

生産力擴充の原則實施に隨伴する各方面の物資需要の旺盛化は漸く顯著となつて來たが、事變勃發以來特に鐵鋼機械類木材等の所謂生産資材の供給は著しく圓滑を缺くに至り時局柄如何に緊要なりとは云へ、石炭の増産計畫も今後に於ては漸次其の影響を受くることは免れぬ所である。

鐵鋼に付ては比較的早くより需給調整の行政が漸次實施せられ、既に相當細部に迄行き亘つた配給統制が實行せられ、石炭礦業に對する鐵鋼材供給の安定確保の爲にも、種々の方策が講ぜられつゝある實狀である。
鐵鋼材以外の資材に付ても、コンベア・ベルト、礦山用機械等順次必要に應じて石炭礦業への供給確保の方策が樹立せられ又實施せられるのであるが、而も石炭增産計畫の實現を期する上に於ては労働力及び技術の補給が最も緊要なる要鍵である。

尙玆に一言觸れて置きたいことは、石炭礦業の確立の問題である激増しつゝある石炭の需要を充足する爲には、生産條件等比較的劣悪なる炭礦に至る迄其の開發を促進せねばならぬのであるが、そこに又自ら順序と程度の限界が存するのである。殊に今日の如く人的及び物的資の源著しく不足せる現状に於ては、徒に公平、平等と云ふが如き小乘的、形

式的觀念に囚はれて、物資等の配給を誤るに於ては、増産を實現し得ざるのみならず、却つて生産原價の昂騰、能率の低下等幾多の好ましからざる事態を惹起するの虞れがある。即ち今や我國に於ては、現在及び將來の情勢に即應する爲に、產業全般に亘り物資の配給を通じて、其の選擇的發展又は抑制を試みつゝあるのであるが石炭鑛業の範圍内に於ても特に此點に留意し、悔を後日に貽さぬ様特別の注意を拂ひ斯業全般の統制ある發展を期することこそ斯業百年の計たるは勿論當面の措置としても亦緊要なる所要であらう。而して今日以後に於ては、滿洲及び北支の石炭資源を併せ考慮の中に入れて、計畫の基本を決定することが不可缺の要點である。

(ロ) 輸送確保の問題

生産資材の供給方策と共に最も重要な事項は、陸上及び海上に亘る輸送確保の問題である。山元出炭の増加も輸送手段の併行的増備を見ざる限り、畢竟無意味に終るべきことは自明の理であるが、現状に付て之を見るも既に貨車繰り運送船手當等は可なり圓滑を缺き、此等の事情が炭價暴騰の有力なる原因となつて居るのである今後に於ける石炭増産計畫の進捗は、要輸送量の必然的増加を齎すべく而も其の量は相當大なるものであるから、石炭輸送確保の問題は之亦至急解決を必要とするのである。陸上輸送に關しては鐵道の敷設、貨車の増備、其他關係施設の改善、改修、設備、能率の向上等が當面堅繁の要務として、本協議會に於けるテーマとなるべく、又海上輸送に關しては港灣及び積込施設の改善擴充及び其の能率の増進、海上輸送の確保並に船運賃の下向的統制消費地に於ける貯炭施設の整備擴充等が當面對策樹立の中心となるであらう。

以上之外、尙生産費低下の各種條件の研究並に其の急施、炭價統制問題等も市場炭價抑制の基本として、至急に考慮せられなければならぬ所である。

石炭増産の緊要性に鑑みると此等の處置は至急之を決定し以て具體的增産計畫の實施に進むることこそ、本協議會

の重要な責務なるべく、當局に於ても銳意之が準備を進めつゝある次第である。

2 石炭配給統制協議會

設置要綱

一、協議會の目的

協議會は石炭の需給計畫の確立及び之が配給の具體的實施計畫を適正ならしむる具體の方策を作成すること

二、協議會の構成

協議會は臨時物資調整局に之を置く

委員長 臨時物資調整局第一部長

委員、臨時物資調整局及び關係各廳關係官、尙必要に應じて民間團體の代表者も委員とすること

本協議會に於ては石炭需給計畫確立の前提たる需給調査が差當り實施されなければならぬ。本協議會は產業別に十分科を設け、各分科に於て夫々需要の調査を爲したる上、需給の計畫及び配給の具體案を決定するのであるが既に夫々の分科に於て活動を開始して居るのである。尙右に述べた十分科の外、別に一分科を設け、此處に於て綜合的な計畫及措置を考究する方針である。石炭の配給統制に關する基礎的事項は、右の各分科に於て夫々產業別に具體的に決定せられるのであるが、或期間を経過したならば、各種產業の消長盛衰が、或程度まで時局に即應して、石炭に依つて指示せられることがなるであらう。

3 石炭配給機構及び炭價の統制

石炭に於ては、其の數量の不足に基因する大幅の使用制限乃至消費節約等によるも、寧ろ其の配給機構の整備に問題の重點が存する様である内地出炭高の約九割を占むる昭和石炭株式會社加盟社の直接賣炭に付ては其數量及び炭價に付き、

昭和石炭の自力に依り一應の自發的統制を期待し得るとするも、問屋を通じて一般需要向に放出せらるゝ所謂仲買賣炭に至つては、之が統制は極めて至難なる現状に在り而も其の仲買賣炭の數量は、昭和石炭加盟社炭の三%近くに達するのであるから、仲買賣炭の統制如何は輸出の振興上並に國民經濟運行上、相當大なる問題となるのである。所謂炭價問題の如きも其の核心は此の部局に存するものと謂へる様である。最近に於ける石炭市價を日本銀行の調査に依つて見るに、其の指數は次の通りであつて一般物價に比し可成り上廻りの數字が現れて居たのである。

最近石炭市價指數表

東京市場	卸賣炭價指數	一般物價指數
昭和十三年一月	一九七	一六六
二月	一九七	一六九
三月	一九七	一七〇
四月	二〇六	一六九
五月	二〇六	一六七
六月	二〇六	一六九

備考 昭和七年七月を百とす

物價問題の喧しい折柄、國防上産業上、將又國民生活上特に重要な關係を有する石炭の市價が、規整せられるのは當然のことであつて、既に物品販賣價格取締規則及び暴利取締令に依り、價格表示の拘束を受けたのを始めとして、浴場用炭、家庭用炭は昭和十三年七月二十三日の價格以上に其の價格を引上げることが禁止せられたのであるが、更に進んで石炭一般に亘つて公定價格制定の施行が當然考へられるのである。

此等の措置は時局柄極めて重要であるが、要之臨時應急の便法であつて、基本對策は自ら別である石炭の配給過程に對

しても徹底した検討が加へられ、國家本位の統制が行はれて來る階梯に在るものと謂へよう。

石炭業に既に生産に付ては石炭鑛業聯合會、配給に付ては昭和石炭株式會社といふ様な夫々當業者の権要なる部分を殆ど網羅した團體に依つて、自治的統制が行はれ來り、之に對して重要産業統制法等が適用せられて來たのであるが産業各般に亘る綜合的計畫的國策の樹立達成を急務とする現状に於ては、其の基本産業中の基幹たる石炭業に付て、特に國家本位の統制の強化が必要となるのである。

石炭業の隆替は産業全般に重大なる影響を齎すから、生産の局面に於ても、或は配給の部門に於ても高度の能率發揮と合理化とが要求せられる。又廣く日滿支東亞經濟brook内に於ける石炭國策の一元的運營の爲にも、從來程度の統制方策では問題にならぬのである。勿論其統制の程度、形態等は廣く各般の情勢を慎重考慮した上で決定せらるべきものではあるが飽迄も國家本位でなければならぬ其の統制は從來の如き當業者の利益本位であることは斷じて許されぬし、又單なる自由主義に基因する弊害の匡正程度に止まるべきものではない。要之石炭及び石炭業には永年に亘る不拔の傳統もあり單なる自治的統制のみに委放して置いたのは、此の急旋回を續けつゝある時局に即應し得ざるは寧ろ當然のこと、云ふべく、右二統制協議會は、不取敢官民一體となつて、國家本位の統制を立案實施する爲に生じたものである。今後の動向の見透しに付ては茲に説明することを省略するが關係者は四圍の情勢の推移に萬全の注意を拂ひ、其對處策を誤らぬ様格段の努力を爲すべきであると信する。

四、石炭統制の具體的一段階

近代國家並に近代産業に於て、石炭の占むる地位の益々重加しつゝある實情、日本に於ける石炭需給の概況及び石炭統制の指導的動向に付いての概論は以上の通りである。斯る四圍の情勢の下に於て如何なる具體的石炭政策が實施せらるる

さかに付ては、論議の存する所であらうが、政府は國の直面せる緊急状態、炭界並に需要方面の現在及び將來への見透等を出來得るだけ厳密に検討して（一）炭價の決定に國家意思を直接加へること、（二）石炭の配給に國家權力を關與せしむることを決定して、直に實施に移したのである。其の經緯及び順路を茲に之を省略して唯其の結論的措置の概要を掲ぐれば即ち次の通りである。

第一 石炭販賣價格の引下

重要産業統制法に基いて、商工省に届出である標準炭價を拘束するの必要を認めて、商工大臣は昭和十三年九月一日附を以て左の如き措置を探り、直に之が實施を命じたのである。此の命令は昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等に關する臨時措置に關する件）第二條の規定に準據したものである。

一、昭和石炭株式會社株主炭に關しては、同社の定むる標準炭價に付左の通り引下げを行ふべきこと

（一）塊 炭 魚當一圓五十錢程度

（二）中 小 塊 炭 同 一 圓 程 度

（三）粉 炭 同 九 十 錢 程 度

二、前項の標準炭價に適當且つ公正なる輸送費を加へて、各主要消費地に於ける石炭の「標準販賣價格」を決定すること
三、標準炭價及び標準販賣價格は、銘柄別に之を決定し、昭和石炭株式會社に於て公表すると共に、其の坑主も亦之を公表すること

從來決して公表せられなかつた標準炭價が茲で公表せらることは、確に劃期的な炭界明瞭化作用を齎したものである。尙昭和石炭株式會社々外の炭礦生産に係る石炭に付ては、右の昭和石炭株式會社に對する命令の趣旨に鑑み、夫々之に準じて石炭の販賣價格の引下げに適宜措置を執る様、業者に對し通達を爲したので、之亦段階を設けて炭價の引下げを實行したのである。

2 石炭配給統制規則の實施

時局の情勢に鑑み、石炭の需給調整を圖る政府は、昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に基いて、石炭配給統制規則を制定し、昭和十三年九月十九日附官報を以て公布し（商工省令第八十號）、十月一日から之を實施したのであるが、石炭の需要と供給とは、前段に述べた通り略一致して居り、此の點は他の鐵鋼、ガソリン、重油、銅、鉛、亜鉛、ゴム等の如く供給量が著しく不足し、其の爲に相當強度の使用制限を行つて居る物資の配給統制とは自ら其趣を異にして居る譯で從つて石炭に付ては、前記物資に對する様な全面的配給統制を行ふ必要は無いものと認められるのである。

石炭配給統制規則の大綱は次の通りである。

一、軍需及び特殊なる民需（時局産業の生産力の維持並に擴充に必要な需要）への供給確保を爲すこと
二、製銑、銹鐵鑄物用のコーケス原料炭及びガス製造用原料炭の適性利用を圖り、配給の規正を爲し、且つ此等の產業分野に於ける緊急不可缺の需要への供給確保を圖ること
三、輸移入炭に付ては特に前二項の需給調整上必要な限度に於て、其配給を政府の許可主義の下に統制すること
四、内地原料炭の配給統制組織に付ては、適合炭を除く原料炭は其原料炭の生産販賣を爲す石炭業者又は販賣者の團體たる昭和石炭株式會社（昭和十三年九月十九日商工省告示第二百七十七號を以て指定）をして石炭割當證明書を發行せしめ、統制事務を行はしむること。

而して其の原料炭の配給計畫は商工大臣の指示する所に依つて樹立し、之に基き石炭割當證明書を發行し、配給の統制を實施すること原料炭の中、配給炭として使用せらるゝ高島炭、芳野浦炭、江迎炭等に付ては、其の販賣を特に商工大臣の許可に係らしめ、配給の統制を爲すこと

五、石炭の配給統制の実施と共に配給調整上必要な供給方法、貯炭に付必要なる命令を爲し、之に依つて輸送、貯炭等を合理化すること

五、結語

以上の外、南北支炭田開発の問題、土地陥落、其他石他礦業特に關聯多き、礦害補償の問題、粗悪炭利用の問題等、時局下に於ける重要問題が幾多山積して居るが、此等に付ては更に機會を得て論ずることゝし、只玆に一言觸れて置き度いことは、炭種の單純化乃至規格統一の問題と石炭輸出の問題である。炭種の單純乃至規格統一は貯炭積込等の設備能率の發揮上或は又荷役、輸送、販賣の合理化、延いては配給費の低減石炭統制の上に於て極めて重要な當面の問題であり既述の石炭生産能力調査委員會に於ける炭種の調査等を資料として、至急解決せねばなるまい。更に國內炭の輸出は、年額約百萬噸餘に達して居るが、此等は大體香港、上海、比律賓及び海峽植民地等に向けられて居る。

石炭の輸出は大體現在額程度に止まることであらうが、既述の如く本邦に於ける石炭の需給統計は高度の自給率を示し今後の見透しとしても生産資材、労働力等の關係から、計畫通りの石炭増産の實現には相當の困難が在るにもせよ、決して悲觀すべきものではない以上、石炭の第三國への輸出増加は充分考慮する價値がある。固より之に依つて敵に武器を與ふるが如き結果となることは嚴に相戒めねばならぬが、石炭の生産、配給及び消費が一貫して計畫化せらるゝ際に、之が輸出振興策を検討することは必要であらう。

(完)

筑豊炭田と熱量灰分の關係(二)

互助會分析所主任 町 隆 介

第四章 石炭の生成と外面的特徴

石炭の肉眼的特徴の多くは顯微鏡で見ると特別なる組織を有し、又化學的に特別なる性質を有してゐる故に何れの地方の石炭も炭層により其の特有の特徴を有してゐる。換言すれば顯微鏡的化學的組織性質を有してゐる。依つて石炭利用の能率増進並洗炭能力等の向上を計らんとする上に懲すと慾せざるにかゝわらず是非共各炭層の各部分の肉眼的顯微鏡的組織の化學的理論の相互間聯絡を明確にせねばならない。では項を追つて詳述せん

石炭の生成

「水樓微生物」——水中に棲生する微生物、就中停滞せ

る水中に發生する浮草は油質頁石並ば石油の主要

「草木植物」——陸上及沿岸に生長する草木は矢張り石炭の

成因物である。されども石炭の只一部分を構成するに過ぎない。而して水樓微生物が地表湿地等に推積せば直に腐敗し停滯水底に沈み推積した時に限り軟化して腐泥となり、其の上に土砂が流れて來て地中に埋没し壓搾され岩石化して泥炭となる。但し之は炭層の一部分を構成するのみなり。

「泥炭時代を経過せざる石炭」——植物が地表、湿地、水中に推積し微生物及水の作用を受けない間に土砂が流れて地中に埋没し壓搾作用を受け泥炭時代を経ずして石炭となるものなり。然し斯る生成の石炭は稀にして極く薄き層亦は炭層の一部分をなし、此の生成せる石炭は褐炭なり。

一部分を構成する。然し樹木に比して敏速に崩壊分解す。依つて顯微鏡上往々灰色豆腐類の如くなつて存在を認めるも其の形態を認めない。石炭の成因物として草木の量は樹木量に比して僅少なり。又は沼澤に繁茂せる樹木である。而して石炭生成作用に與かつた物は微生物(黴菌及菌)水及上磐岩石の三物である。而して微生物は樹木及其の他の植物の組織(細胞の集合)の崩壊即破壊に働き、水は微生物崩壊の保護即ち植物の保存其他軟化溶解分解に働き、上磐岩石は壓搾從つて岩石化、較化天爲軟齧に働く。

〔黴菌及菌〕——生物であるから空氣、濕氣及溫度に依つて發生するものである。即ち樹物の堆積場所に發生す。

(一) 「地表に堆積すれば」——全敗し殆んど大部分消失し一部殘留す。空氣濕氣及溫度の都合が最も良く微生物の發生に適するから樹木其の他の植物の全

物が水に作用して生ずる腐植酸(菌を殺す性質)の濃薄に依つて樹木其の他の植物組織の一部分又は大部分が崩壊する。然し或る時は殆んど崩壊しない事もある。

即ち植物組織が崩壊すれば細胞は分離し且つ分離せらる細胞は更に粉微塵になるのである。斯る分離細胞及粉微塵の集合を植塵と稱せり。而して此植塵の一部分は水に作用して液體である腐植酸となる。植物組織が僅か又は殆んど崩壊せざれば植物組織の原形を維持す。此の腐敗作用を半敗作用と稱す。故に半敗の產出物は樹木その他の植物の粉微塵に崩壊せる植塵より生ずる液體腐植酸及樹木破片等である。

半敗産生物が長い年月日の間濕地に堆積し兩作用を受ければ、遂に全敗して大部分は消失す。又半敗産出物を存する濕地が降下し、半敗産出物が水中に沈めば此等半敗殘留物は保存され且長い年月日の間水中に浸漬すれば速に軟化し次の如き泥炭

部は微生物に侵蝕されて組織は崩壊されて瓦斯、水、酸類となつて消失し、只微生物の嫌氣樹脂、角皮、花粉、栓質等が殘留するのみである。此の腐敗作用を全敗作用と云ひ、此の殘留物よりなつた殘留生物岩を石炭と云ふ。

(二) 「湿地に堆積すれば」——半敗し長い年月の間湿地に堆積すれば全敗、湿地が降下し半敗產物が水中に沈めば其の成因物は泥炭化さる。微生物と水即崩壊と保存との兩反対作用が働く故に侵蝕され易い部分の組織は殘留する。纖維素は木質よりも侵蝕され易い(木質樹脂、角皮、花粉)草木は潤葉樹よりも侵蝕され易い。潤葉樹は針葉樹よりも樹皮よりも侵蝕され易い。扁材が崩壊すれば耐腐性である樹皮も崩壊し易くなる。故に樹皮即ちコルク組織が石炭中に存在する事は至つて稀なり。此の微生物と水との兩作用が働き得る事情及崩壊せる植

化作用を受く。

(三) 「水中に堆積すれば」——泥炭化し軟化し炭化し

部分は溶解す樹木其の他の植物及半腐產出物が長い年月の間水中而も空氣を含まない停滞水中に堆積浸漬すれば、水に依つて軟化、溶解及分解作用を受ける。而して半敗作用の際に植塵及液體となる。草木及樹木の部分は泥炭化の際に(水の作用に依つて)主に溶解し液體(主に腐植酸)となる。水中に長い年月間浸漬すれば草木、樹木の纖弱組織部分及各細胞間の細胞隔膜は溶解して液體となる。(主に腐蝕酸)

植木の堅牢組織部分は軟化し、且つ細胞隔膜が溶解するも矢張り樹木組織を維持す。然し化學的に分解し炭化作用等が起る。即ち水分、炭酸瓦斯、メタン等が分離してカーボン即ち炭素の含有量が増加する意味なり。

四、『水の作用』——保存軟化、溶解、分離、分解

水の作用を泥炭化作用と云ふ、或る先驅者は總べ

ての成因植物は必ず半敗作用を経るものと考へ半敗作用を經ず直接水中に堆積せる場合を考へ半從つて水棲微生物の水中軟化作用に限つて半敗作用を受くるものと云へり。

湿地に堆積せる場合には組織の崩壊せる植塵及液體組織（主に腐植酸）を有する樹木に變じ直接水中に堆積せる場合は、樹木の組織と一部分の液體（腐植酸）を生じ軟化し分解す。故に泥炭は崩壊又は不崩壊の植物の軟化及分解せるものなり。

〔湿地に堆積〕——植物組織の大部分が大に崩壊して植塵となり、一部分が腐植物となり、一部分が樹木破片として残存し、水中に沈み泥炭となり次で石炭となつたのが撫順炭等である。

植物の一部分が大に崩壊し植塵となり大部分が樹木組織を維持し水中に沈んで泥炭となり、次で石炭となつたのが新入、平山美唄等の石炭である。

〔直接水中に堆積し〕——大部分が樹木組織を維持し一部分が液體となり泥炭、次で石炭となつたのが田川、

夕張等の石炭である殊に夕張炭は若い樹木より成るか或は天然乾燥作用が良く進んだ爲めか兎に角組織が均等になり、顯微鏡上細胞と細胞との隣接した境界が見分け難い。

〔泥水と石炭灰分との關係〕——植物が崩壊し分解せんとするとき即ち腐植酸たらんとする際には礦物即ち灰分と置換し化合す。殊に植物が同族礦物を含有する場合には灰分は容易に多く沈澱す故 (1) 植塵及樹木が十分に崩壊又は硬化しない間に泥水が流れれば此の泥水中の泥即ち灰分は植塵及樹木と化合す。即ち斯る植塵及樹木より成る石炭は多量の灰分を含有し、光線は減出す。(2) 植塵及樹木が十分に崩壊し又は硬化し膠質となつた後に泥水が流れれば泥は植塵及樹木泥炭と合せずして炭層中の夾雜物となる。故に往々僅か一、二寸位の薄い夾雜物が炭層全面に亘りて存在する事あり。

(五) 〔上磐石の壓搾作用〕——壓搾作用し岩石化し天然乾燥軟化水中に流れ込んだ全敗の殘留物、水中に

沈んだ植塵、樹木、腐植酸、その他直接水に堆積した植物等が長い年月の間水中に浸漬すれば悉く軟化し且つ分解し一部は溶解し、泥炭となる。

此の泥炭上に土砂（堆積場所即ち泥炭地の傾斜が緩なれば泥急なれば砂亦玉石）が流れ來り泥炭は土砂の下に埋没し壓搾作用を受ける。

(1) 泥炭中の水分が絞り出され、附近に在つた液體（主に腐植酸）は樹木状泥炭殊に扁材部の細胞中に吸収されて残存す。又液體が植塵亦樹木泥炭に附着して石炭となる。

斯る部分は顯微鏡下にて濃水色或は黒色不透明に見える

(2) 樹木状泥炭の細胞隙は壓潰される。然し植物液體（主に腐植酸）の浸入した細胞隙は壓潰されない。

(B) 更に壓搾されて樹木は岩石の如く硬化し、又天然乾燥に依つて炭化作用は進み、年輪は消滅し褐炭となる。

(A) 次に天然乾燥が起つて炭化作用（水分、炭酸瓦斯メタンが分離）が行はれ、炭素含有量は増加し樹炭となる。

(C) 天然乾燥に依つて炭化作用は進み、腐植酸は全部變質し著しく多く炭酸瓦斯メタンを分離し往々粘結性を有し瀝青炭となる。

(D) 天然乾燥に依つて炭化作用が進み、揮發分は全部分離し無煙炭となる。

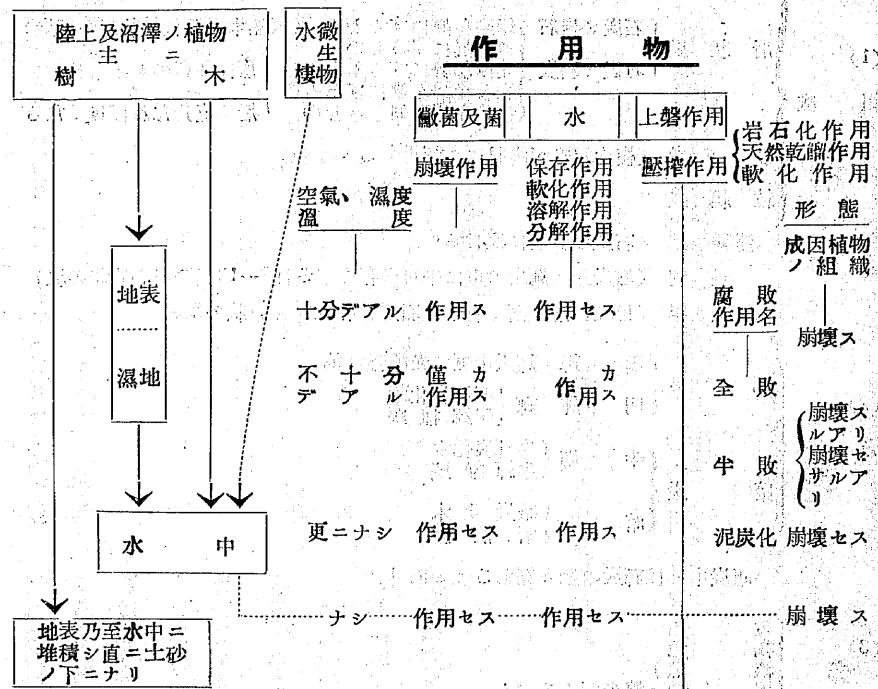
(E) 更に天然乾燥が進んで變炭作用（炭素に變化）が起り遂に石墨となる。

泥炭及石炭が分解し、水分炭酸瓦斯メタン等が分離し炭素含有量の増加する事を炭化作用と云ひ、高溫乾燥の如く石炭が分解して炭素となる事を變炭作用と云ふ。

上磐岩石の壓搾に依る熱及植物質の分解熱の爲めに天然乾燥が起り炭化作用が進むのである。故に上磐岩石の性質が分離せる瓦斯を透過するか否かに依つて炭化作用に緩急あり、即ち上磐岩石が厚い頁岩であり、炭化作用に依つて分離する瓦斯を透過させしめない場合には分離せる瓦斯は蓄積し、其の瓦斯の壓力の爲めに炭化作用は徐々に大いに進み、之れと反対に上磐岩石が薄い砂岩にして分離瓦斯を容易に脱出せしめる場合には、炭化作用は急速に僅かに

石炭生成作用表

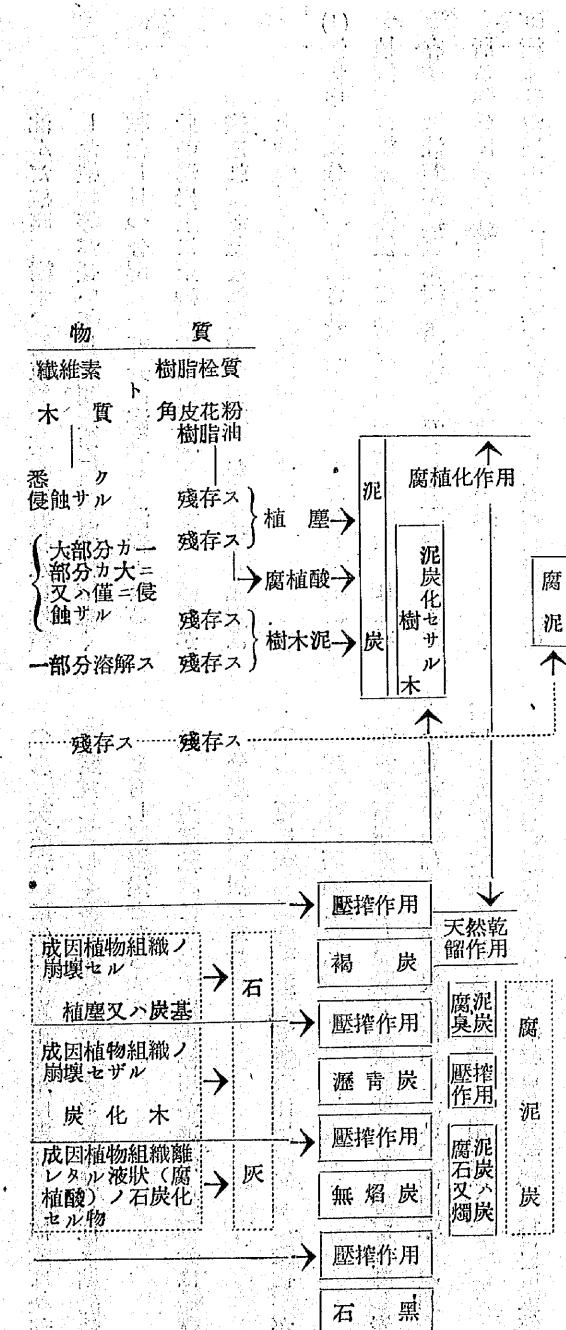
成 因 物



地表乃至水中ニ
堆積シ直ニ土砂

（合規諮詢會）：為諮詢會的參與者提供一個諮詢和問答的機會。

—(25)—



- (24) -

進む。亦炭層附近に逃出せる火山岩の熱の爲め天然乾餾作用を助けて炭化作用を大いに促進無煙炭となる。

(六) 「腐植化作用」

植物が腐植物になる作用である。即ち植物が泥炭となり更に壓搾されて水分が絞り出されて天然乾餾が起る迄での作用を云ふ。即ち植物が石炭になる迄での作用は、崩壊、保存、軟化、溶解、壓搾、岩石化、天然乾餾等種々考えられるけれども、腐植化作用と天然乾餾作用との二作用につきる。

尙外的特徴の項は次號に譲り参考に石炭生成作用表並に石炭の特徴についてこの表を添付し拙劣な編述を補はんとす。尙次篇より本編輯主要点に突入せんとす。(未完)

石炭特徴に就き注意すべき要點

塊 炭 状		上下左右に同じ組織を具へ、層状を爲さざるもの
(1)	組 織	層 炭 石炭と岩石 石炭と石炭 樹 粒 炭 粒状組織 眼 纹 鎧 變態組織 （石炭の表面に現れる） （石炭殊に輝炭の目に平行に存在する徑2—10粂の同心波状の紋） （目又は滑走面を有する石炭に存在する鎧状の皺）
(2)	光 澤	輝 炭 明 輝 半 輝 暗 輝 （輝炭中更に光澤強き筋 明輝炭化木 半輝炭化木 暗炭化木 暗植木塵）
暗炭中には輝炭の細き筋あるよさあり		
(3)	色	黃褐淡黒漆 色 黑 （色黒等の別あるべし）
(4)	韌 度	脆 韌 弱 強 殼狀 塙狀
(5)	韌 度	貝土平樺 木
(6)	口 口	石下柏 解ケ 方アン 鐵 （石下柏 解ケ 鐵 石）
(7)	伴隨礦物	琥珀 黃稀
硬度、比重、風化の緩急及強弱、燃え具合（着火の難易、焰の長短、結晶具合）		

試掘出願から鑛業権（試掘権）の生れる迄の経過（七）

福岡鑛山監督局鑛政課 星

吉

隣接鑛區との間隔地

鑛業法施行細則第十八條に曰く「鑛業出願人他人の鑛區に隣接して鑛區を定めむとするときは中間に十間以上の距離を置くべし但し隣接鑛業権者の承諾を得たるとき、試願鑛區の範圍内に於て採掘の出願を爲すとき又は鑛業法第三十二条の二の規定に依り鑛業の出願を爲すときは此の限に在らず。

前項隣接鑛業権者の承諾を得たるときは願書に承諾書を添附して差出すべし之を添附せざるときは承諾なきものと看

做す。

鑛業の監督又は鑛利保護の爲前項の距離の延長又は減縮を必要なりと認むるときは鑛山監督局長は相當の期限を附して出願の増減を命することを得」とあり間隔地の問題は此の規定に基づき初めより一定の距離を設け出願せらるゝ人は殆んど皆無と謂ふも過言でない。實際他人の鑛區が何處に設定しあるや又其の鑛區は如何なる形狀を爲じるや等承知し居る者は尠きのみならず或者の如きは他人の鑛區どろか自分の鑛區の境界すら満足に知らず愈々自分の鑛區又は出願地と重複して出願を爲す者があるが之れは製圖者

②不注意に基つくもの多かるべきも鐵業出願人も今少し注意せられたるには斯る駄足の問題を一掃し得るものと思料す、是れは飛んだ横道にそれを愚ちであるが右様に自分の鐵區の境界すら判然せず重複して出願する程であるから他人の鐵區の境界すら判然せず重複して出願する程であるから他人の鐵區の境界を知らすとするも敢て不思議とするにあたらざる問題である。

然らば他人の鐵區に重複又は無距離にて出願したる場合は如何に處理すべきかと謂ふに是れは先に鐵區と重複したる出願の處理に於て説明したるが如く同種の鐵區と重複するときは此重複部分の不許可と共に其の鐵區に對する間隔地として十間丈不許可とするも間隔地の不許可是鐵區と重複するときの不許可と異り鐵區を許可する場合隣接鐵區が現存又は現存し得べき狀態（優先出願中）に在ることを要し然らざる限り之を不許可するの必要なきものである（此點に關しては鐵業法改正に關する意見として間隔地不許可廢止論を提倡中である）此の間隔地の不許可是別に鐵業法中に明文あるにあらず單に前記鐵業法施行細則第十八條の規

定あるを幸ひとし恰も鐵業法の正文の如く心得て不許可處分を爲し來たることが例となり今では押しも押されぬ慣習法となり行政裁判所に於ても之を法認する處である。從て此の間隔地の不許可是同種鐵物の鐵區たると將た異種鐵物の鐵區たるを論ぜず單に出願處分當時鐵區として現存する以上此の慣習法に基づき不許可し得ぬものであるのみならず。現在に於ては他人の出願地と十間以上の距離なき出願に對しても先願たる他人の出願か特殊事情に依り處理進行困難の場合之と道連れに何日迄も放任することを除け出願人に於て異議なき限り後願に對し十間の間隔地を不許可し残地の許可を速進する場合もある。

他人の鐵區と十間以上の距離なくも隣接鐵業權者の承諾書を添附して出願するときは無距離にても試願權を許さるゝものである其の承諾書の提出時期は出願の際たるを可とするも處分前たるに於ては何日にも差支ない。但し間隔地不許可の處分後に無距離承諾書を提出するも最早何等の効果をもたらすものでない。何となれば一旦正當に爲したる不許可處分は取消すものにあらざればなり故に此場合隣接

鐵業權者の承諾を受けたる部分に付試掘權の許可を得むとせば更に出願地變更願（増區出願）を提出するの外途なきものである。其の他鐵業の監督上又は鐵利保護上間隔地の増減に關する規定あるも殆んど活用せられざる條文なるを以て其の説明を省略する。

要するに本條の場合は他人の鐵區に對し十間以上の距離を置き出願せられたるものなりや否やを調査し十間の距離を置かざるものなるときは隣接鐵業權者の承諾書あるや否や且つ其の承諾書が完備せるや否やを調べ承諾書提出なきときは若は承諾書が不完備にして之が補充の途なきものなるときは、隣接鐵區との接觸部分十間の範圍を不許可處分爲すべきである。

出願人の資格

鐵業法第五條に曰く「帝國臣民又は帝國法律に従ひ成立したる法人に非ざれば鐵業權者となることを得ず」との規定がある故に日本臣民であれば誰でも又日本の法律に依つて出來た會社で而も其の定款により鐵業を目的と爲し得る會

社なれば合名、合資、株式又は株式合資會社等如何なる種類の會社でも鐵業の出願を爲し得るものである。

未成年者、禁治產者、準禁治產者及妻の鐵業出願には夫々親權者、後見人、保佐人の同意又は夫の許可を得たる書面の提出を要するもの問題あり聊かも出願行爲は民法の所謂法律行爲に非ざるを以て必ずしも之を必要とするものに非ず單に事實上の行爲能力があれば單獨にて之を爲し得るものと解す（行政裁判所も此の見解を採用して居る）故に小學校以上の學歴を有する少年の如き自ら鐵業出願の手續ぎを爲し得るを以て最早親權者の同意を必要と爲さぬ譯である。妻の場合も夫と利益相反するに於ては夫の許可を得る必要なものである。

又法人の出願中國家が鐵業の出願を爲す場合は各省とも其の省に於て爲し得るも會社の場合は特に定款中に鐵業を爲す事の目的あるを必要とする其の關係上會社の鐵業出願の願書又は出願人名義變更に因り出願人たるとするときは其の願書又は出願人變更の届書と共に會社の登記簿謄本を提出することが必要である。

會社の目的中單に『鑛業の投資又は鑛業權の賣買』どのみ
とあるもの所謂金融會社は鑛業權を有する資格が無いから
斯る定款の會社に於て鑛業の出願を爲さんとするときは出
願前に定款變更の上其の登記を爲し一般鑛業會社同様の資
格を備へ置く必要とあるのである。

次に出願人の人數は一人にても二人以上にても差支ない猶
其の人は自然人即ち普通の人と法人即ち國家又は會社と共に
同に出願することも任意である。二人以上のときは共同出
願と稱し鑛業法第七條に曰く『二人以上共同して鑛業を爲
し又は之を爲さんとするときは内一人を選定して代表者と
爲し鑛山監督局長に届出べし。其の届出なきときは鑛山監
督局長之を指定す。代表者は國に對し共同鑛業出願人又は
共同鑛業權者を代表す。共同鑛業出願人又は共同鑛業權者
は組合契約を爲したるものと看做す』と定められてあるか
ら三人以上にて即ち共同出願を爲さむとするときは其の内
の一人を代表者と定めて届出を要する次第である。代表者の
の權限は出願の許可を受ける迄の諸通達を受け其の手續を
を爲すことであるが、鑛業法施行細則第十四條に規定する

或は法定の期間内に登録般納付者を差出さず失期し先の出
願に對し却下處分を受け後より提出したる出願を以て許可
を受けるとする所の如きを氣付きたる他の共同出願人が
あはてゝ更に出願の手續を爲すも夫には既に先願あつて
許可にならぬ等の事であるよくよく注意が肝要である。

次に自然人即ち普通の人であると法人即ち會社の様な法律
が造つた人であると問はず市町村長又は裁判所に
届出、戸籍役場又は登記所に登録せる氏名又は名稱が一人
に對し必ず一つ存在し是れは一つより他に無いものである
鑛業出願の際は必ず此の戸籍簿等に登録の氏名を表出せね
ばならぬ。然らずして姓名判断の易者から貰ふた呼名や通
稱で出願を爲すときは大切の權利を確保することが出来ず
して失權する場合があるから特に用心すべきである。

又印鑑も其の通り各人は公に認証せらるゝ印章は一人で一
個より持つことは許されないものであるから出願の際願書
に使用するものは必ず市町村長又は裁判所に届出済のもの
を使用すべきである。然らざれば悪人に乘せられ出願權を
横領せられたる場合之が取戻し等の救濟を請くべき途なく

手續及行為は代表者のみにて之を爲す事は許されぬ。

代表者の選定は願書に代表者と表示して置けば別に届書を
提出するに及ばず其の届書が無く願書に代表者の表示も無
いときは鑛山監督局長が代表者を指定し各共同出願人に通
知を爲すものである。鑛山監督局長が代表者を指定する場
合は他に特別の事情なき限り初筆者が選ばれ共同出願の場
合の諸通達は全部代表者のみに宛て發送せらるゝものであ
つて、共同出願人各人には何等の通達を爲さざるものであ
るから代表者を選出するときは此の事を充分心得置き眞に
安心して代表事務を任せらるゝ人を選ばねばならぬことは
敢て他言を要せず、然らざれば將來に悔を殘すことが發生
する虞れがある。代表者若は代理人の惡徳行爲に因り貴重
なる出願權を失ひたる事例を擧げ参考に供する。夫れは自
己の出願が先願にして有望なる權利の許可せらることを承
知し其の出願地に重複し更に同種鑛物の鑛業出願を爲し前
記出願と後に押出したる出願との中間に他に出願なきこと
を確め先の出願に對し圖面修正命令其の他の通達を受け或
は許可決定の通知を受け指定の期限内に修正圖を提出せず

みすゞ失權したる實例も渺くない尙住所は各人生活の本
據として常住する場所を表示すべきである鑛業法は假住所
を認めて無いから必ず眞の住所を記載し若し事務處辨の關
係上眞の住所に通達を發せらるゝことが不都合あるに於て
は其の事務所に居住する者を代理人として届出置かるゝに
於ては其の不便を除去することが出来るわけである。

以上の件に付て變更等があつた場合は鑛業法施行細則第二
十六條「住所寄留簿抄本印鑑證明書」の規定に依り戸籍簿
謄本又は登記簿謄本等其の事實を證する書面を添付し鑛山
監督局長に届出を要する次第である。（未完）



管下鑛山労務者の銃後生活刷新の趣旨

福岡鑛山監督局

事變は既に所謂長期建設の新段階に入つたのであります
が、蔣政權を繞る國際情勢は尙俄に逆賄を許さざるもの
あります。此の間に處し日滿支互に相結んで善隣友好の實
を擧げ、以て東亞の新秩序を建設すると云ふ事變最終の目
的を達成せんが爲め、今や帝國は國の總力を擧げて一路邁
進して居るのであります。斯の如き非常の時局に際し、時
局下に於て最も重要な産業の一つである鑛業に關與する
我々としては、國防產業に從事する銃後の戰士として
の衿持を持つて益々自肅自戒し、假にも世人の指彈を受け
るが如き事があつてはならぬのであります。

當局に於ては一昨年來鑛業救國運動並に生活刷新運動を
提倡致しましたる處、幸ひにして各鑛山に於て熱心に之を
實施せられ何れも多大の効果を擧げつゝあるのであります

あります。而も此の病氣は極めて傳染力が旺盛であります
此の際防疫を怠るならば我々の村から患者を出さないと云
ふことを誰が保證出來ませう。私は今日こそ此の風潮の侵
入を防止することに全力を擧げなければならぬ時機であ
ると考へるのであります。

まして、多數從業員諸氏の中にはその理由を了解し難しとする人も無いではないかと考へます。今日私共が殷賑産業從業員諸氏の奢侈浪費を警めるのに、公私兩面の理由があります。先づ公共的方面としましては、先づ第一に思想上の影響であります。御承知の如く物資動員計畫遂行の爲、所謂平和産業方面に於ては失業轉業者が漸く多からんとする今日、若し所謂殷賑産業從業員等に於て不健全なる生活を繼續し何等反省する所がないとしましたならば、不振業者は固より一般國民に對して如何なる思想上の影響を與ふるか多言を要せずして明かであります。次は物資の浪費申す迄も無く近代戰は國家總力戦であり、特に經濟戰であ

ります。之が爲め政府は物資の配給を調整し、物價を統制して資材の供給を確保することに努力すると共に國民全般に貯蓄を獎勵して公債の圓滑なる消化を圖り、時局に緊要なる産業の生産力擴充に必要な資金を潤澤にすることに努めて居るのであります。

然るに假令國民の一部と雖も必要以上に物資を消費するものがありましては、一面物資需給の調整を圖ることは困難であり物價の騰貴を抑制することが不可能であると共に他面公債の消化を圖り、生産力を擴充する上にも多大の支障を及ぼすのであります。其の影響は實に恐るべきものがあるのです。又之を個人的方面から見ましても産業界の好景氣と申すものは決して永遠に續くものではないのであります。必ずその反動の來ることを豫期しなければならないのです。

今日收入が増したからと云つて永遠に之が繼續するがの如く錯覚し將來に對する準備を爲さず一時の快樂に耽り、遂には精神、身體に悪影響を及ぼすに至ると云ふが如きは誠に危險でありまして、斯くの如き人々の陥るべき運命は

ります。之が爲め政府は物資の配給を調整し、物價を統制して資材の供給を確保することに努力すると共に國民全般に貯蓄を奨励して公債の圓滑なる消化を圖り、時局に緊要なる産業の生産力擴充に必要な資金を潤澤にすることに努めて居るのであります。

ります。之が爲め政府は物資の配給を調整し、物價を統制して資材の供給を確保することに努力すると共に國民全般に貯蓄を獎勵して公債の圓滑なる消化を圖り、時局に緊要なる産業の生産力擴充に必要な資金を潤澤にすることに努めて居るのであります。

然るに假令國民の一部と雖も必要以上に物資を消費するものがありましては、一面物資需給の調整を圖ることは困難であり物價の騰貴を抑制することが不可能であると共に他面公債の消化を圖り、生産力を擴充する上にも多大の支障を及ぼすのであります。其の影響は實に恐るべきものがあるのです。又之を個人的方面から見ましても産業界の好景氣と申すものは決して永遠に續くものではないのであります。必ずその反動の來ることを豫期しなければならないのです。

今日收入が増したからと云つて永遠に之が繼續するがの如く錯覚し將來に對する準備を爲さず一時の快樂に耽り、遂には精神、身體に悪影響を及ぼすに至ると云ふが如きは誠に危險でありまして、斯くの如き人々の陥るべき運命は

て、延いては鑛山従業員諸氏の私生活にも好影響を與へて居るやうに見受けられるのであります。誠に喜はしき次第と存じます。然し乍ら一面時局以來股賑産業方面に於きまと存じます。然し乍ら一面時局以來股賑産業方面に於きまとして、労務者の賃銀收入は相當顯著なる上昇傾向を示して居るのであります。之に伴ひ或方面に於ては消費生活の

過去に於て數多くの實例を見せられてゐるのあります斯の如く今日に於て殷賑産業從業員が不健全なる生活を繼續して行くことがありと致しましたならば、夫は單に個人的に見て面白くないのみでなく國家的に見て看過することの出来ない所でありまして、此の際此等不健全なる風潮を排撃し、進んで生活の刷新を圖り、國策の進行に寄與することを心掛けねばならぬと信するので御座ります。

以上申し述べましたる如く此の運動の動機そのものは殷賑産業労務者の消費生活が漸次不健全に流れんとする傾向があるのを防止せんとするに存するのであります。固より其の目標とするところは單に惡習の矯正と云ふが如き消極的方面に止まらず、何處迄も積極的に物心兩面に於ける

生活の刷新を斷行して事變終局目的の遂行に資せんとする
に在ります。

實施すべき細目に付ては從來より實行中の礦業報國、生
活刷新の兩運動の夫と多く異なる所はないので在りますが
此の際意氣込を新にして之を實行する所に本運動の意義が
あるのでありますから、特にその點を御了承願ひ度いと存
じます。而して本運動の目的達成の爲には特に事業主各位
の率先垂範と労務者諸氏の自覺的協力が要望せらるゝので
ありまして、各位は此の點に充分御配慮相成り、統後產業
報國に遺憾なきを期せられ度重ねて切望する次第であります。

未経験労務者の初給賃金基準決定

中央賃金委員會第三回特別委員會は二十四日午前九時から厚生省で開かれ、諮問第一號未経験労働者の初給賃金の

基準を定むる方針に付き答申案を左の如く決定發表した
未經驗労働者の初給賃金の基準を定むる方針

一、目標 昇騰の趨勢を示せる賃金を抑制し適正なる調整をはがること

一、方法 (一)労務の需給關係賃金高低の現状を考慮して地方別に初給賃金決定の基準を定むること (二)初給賃金決定の基準は労働者の職種および事業の種類を區別せずしてこれを定むること、但し礦山と工場との間には現在初給賃金に相當差異あるをもつて各別に基準を定めか

（四）初給賃金については初給賃金に特に著しき差異ある職種を區別して基準を定むるを適當と認む　（三）初給賃金決定の基準は工場、事業場の規模の大小を區別せずしてこれを定むること　（四）初給賃金決定の基準はこれを労働者の各年齢別および性別に定むることとして差當りては十二歳以上二十歳未満の男子について定むること　（五）初給賃金決定の基準は定額給と請負給とを區別せずしてこれを定むること但し鑛山にありては定額給の場合請負給の場合において賃金に相當差異あるをもつて定額給

備考	地方別(イ)は東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、
福岡、長崎(ロ)は北海道、富山、京都、岡山、廣島、	山口(ハ)は福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新
宮城、秋田、山形、石川、福井、滋賀、奈良、和歌山	潟、山梨、長野、岐阜、靜岡、三重(ニ)は青森、岩手

別方地
二十八口
一
二十
三十
四十
五十
六十
七十
八十
九十

工場未經驗勞働者（男子）初給賃金標準額

鳥取、鳥根、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本

大分、宮崎、鹿兒島、沖繩

廣山朱平嶽勞勸告（男子）

一、坑內夫

卷之三

右の答申は厚生大臣より各地方長官ならびに礪山監督局長あて通牒を發し各地方長官ならびに礪山監督局長は直に地方賃金委員會を招集してこの賃金標準額に基づき厚生省より内示された賃金高低の幅の範圍内においてその地方の實情に即した未經驗労働者の初給賃金を決定、來月下旬までに全國一齊に施行する手旨である。

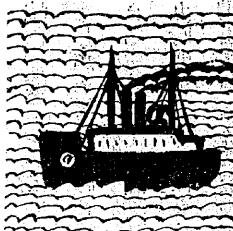
を基準としたもので諮問第一號の答申に明示されてゐる如く低物價政策の見地より専ら賃金の低下を目標としてゐることは極めて注目される、しかして今回の賃金標準額の規正是賃金統制令の適用ある工場（機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金属品製造業、金属精鑄業）および鑄山に限られ、しかも二十歳未満の未経験労働者（男子）の初給賃金に限り適用せられるものであるが、一般工場もこの統制の主旨に準じ未経験労働者の賃金に關する限り統制を待たずして自發的に低下せられんことを期待もし自制が行はれない場合は労務需給調整の萬全を期する立前から賃金統制令の適用範囲の擴大を用意してゐる。

(一) 石炭山、金屬山その他非金屬山(石油山を除く)における坑外夫定額給の場合

（）における坑外夫請負給の場合

右の答申は厚生大臣より各地方長官ならびに鑛山監督局長あて通牒を發し各地方長官ならびに鑛山監督局長は直に地方賃金委員會を招集してこの賃金標準額に基づき厚生省より内示された賃金高低の幅の範圍内においてその地方の實情に即した未經驗労働者の初給賃金を決定、來月下旬までに全國一齊に施行する手續である。

(37)



石炭船運賃

近海市況は標準率の制定、未制定の別なく總じて膠着状態を示してゐる。
ウニトルス・ト・坡西土 石炭七、八月積 八志

一、汽船運賃
イ、遠洋
歐洲政局の小康状態と船腹過剩により運賃は下押氣味であり、前途何等かの強材料の現はれざる限り、市況の好轉は期待出来ないと見られてゐる。最近の遠洋運賃を示せば

孟買—英歐	雜穀	八月積	二四志六片
北米太平洋岸—英歐	八、九月積	二四志三片	四、八〇
西貢—英歐	米	七月積	二五志六片
ハウエルス—ブレート	石炭七、八月積	九志	五、五〇
喜望峰—英歐	玉蜀黍七、八月積	一七志	四、三〇
大豆	七月積	二三志六片	三、五〇
大連—歐洲			四、三〇

仕向地	今月中旬	前月中旬
京 濱	四、八〇	四、八〇
川 崎	五、五〇	五、五〇
伊勢 湾	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、吾	三、吾
敦 賀	四、吾	四、吾
仁 川	四、八〇	五、五〇

(七月十四日迄の海運特報に據る)

—(38)—

船主は採算の比較的有利な航路を組み結果勢同方面へ船腹の偏集する傾向あり、配船の合理化が要望されてゐる。出廻りは引き好調で特に樺太炭の荷動き好調なれど適船難の爲新規商談の具体化は困難である。運賃も別の變化なく保合つてゐる。

最近の成約運賃は若松より

牛 窓	二	木 高	二	木 網	二	木 相	二	木 片	二
見	三、二	金	三、一	金	三、一	金	三、一	金	三、一
三、六									
三、六									
三、六									

二、帆船運賃
帆船運賃は最近の順調な天候と出炭減により軟調を呈し七月協定運賃は三圓三十錢となり前月に比し十三錢の大巾値下である。

運賃も此邊が最底と見られ八月は保合を豫想せらる。

七月若松協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(単位一施工に付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣	和歌山	吉見	和歌山	四、〇三	三、七〇
大坂府	岸和田港外	三、七〇	大坂	三、七〇	三、七〇
佐野	四、〇三	三、七〇	佐野	三、九一	三、九一
大坂	四、〇三	三、七〇	大坂	三、九一	三、九一
兵庫縣	尼ヶ崎	三、七〇	兵庫	三、七〇	三、七〇
神戸	三、七〇	三、七〇	神戸	三、七〇	三、七〇
明石	三、七〇	三、七〇	明石	三、七〇	三、七〇
江井ヶ島	二、先	二、先	江井ヶ島	三、七〇	二、先

—(39)—

山口縣 岩國二、三〇二、〇一 今津川入二、三〇二、七〇

三、大阪行ニシテ荷揚ダク際節分ケタルモノハ上記運賃ヨリ廻參錢増シノ事。

四、補助帆船並ニ發動機船積雜貨運送率ハ本表ノ(貳割)増シノ事。

五、指定仕向ヶ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以

上ノ積揚ダニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申受ケル事(重量嵩物ハ其都度協定スル事)。

但シ壹港ニテモ貳ケ所以上積揚ダニナル時モ同上(運賃ハ歩合ニテ上下六月分ヨリ十三錢下)

備考

一、各地行共二五〇廻以上ハ上記運賃ヨリ廻參錢引キノ事

彙報

石炭の公定價格

鐵、織維も調査急ぐ

八月中旬には決定

中央物價委員會では去る四日鐵、石炭、織維の三特別部會を新設しこれら基本物質の適正なる戰時低價格の公定を急ぐことになつたが、池田會長としてはさし當り石炭にその主力を集中して石炭の價格形成要素たる利潤、勞銀、運賃などに嚴密なる検討を加へ来る八月中旬には懸案の石炭公定價格を決定したい意向である

しかしして石炭に次いで鐵の價格についても同様の調査審議を進め一方既に公定された織維品の價格に對して再検討を加へ

一層低位の戰時適正價格を決定する方針であるしかししてこれら戰時低物價政策遂行のため同委員會がさる三月政府に對し、その發動方を要請した總動員法第十九條

筑豊炭田の労働力充足のため積極的に活動を開始した直方職紹所は稼働者募集のため

にはまづ炭田事情を勞方供給地に十分認識

しあわせに解説され

注目される直方職紹の活動

筑豊炭田の労働力充足のため積極的に活動

であるが、しかしこの活動が能率に影響する点は深刻なもので各坑共通の悩みであるが、移動防止を目的に實施された肩

入制限令も炭田に關する限りはあまり効

果がなく坑夫移動はなほ盛んに解説され

轉々する坑夫を

搦手戦術で防ぐ

使用者の頻繁な移動が行はれ稼働者のうちに

坑へといふよう絶えず礪山を轉々して

すなばち炭田には一つの慣習として稼働

者の感がある現在では稼働者の一習癖

坑へ廻るのであつて炭田外に轉出するよ

うなことは比較的少くから一見して全

炭田の稼働者数には大した變動はないよ

うであるが、しかしこの移動が能率に影

響する点は深刻なもので各坑共通の悩み

であるが、移動防止を目的に實施された肩

入制限令も炭田に關する限りはあまり効

れであるので、これを防止すべく直方職紹が乗出したものであるがその方法は「將を瘦んさせば先づ馬を射る」の筆法から、稼働者の主婦に呼びかけ、「主人達の移動のため出炭能率が下りる」との如きを所長以下所員が鞍手炭田を巡回講演に出かけてわかりよく説明し主婦達の愛國心に訴へて稼働者の移動習癖を匡正せんとする搦手戦法の妙案である。

満炭の獨占から

満洲の鐵區開放
満炭の獨占から
愈よ積極増産へ乘出す
廣大な地域に亘る満洲炭開発は満炭の獨占に委ねられてゐたが、満洲國内に於ける需要の激増、内地に於ける石炭需要増により急激なる増産の必要に迫られ、満洲國政府は最近満炭經營諸鐵區並に未開發鐵區が必要なる方面に開放して積極的増産を圖ることに決定した。然じて右に對する満洲國政府の意向は左の如くである。

一、昭和製鋼その他満業系重工業工場、密

接なる關係ある重要炭鐵は満炭のものとして繼續せしめる。

一、満炭の石炭統制の重要な役割に鑑み、今後開放せる鐵區に對しても出来るだけ

資本的參加をなさしめる。
一、特定地域を限定して年間十萬噸以下の出炭を爲すものに對しては如何なる資本の進出も可能とすること。

密山炭礦日鐵へ

満炭鐵區開放の魁として靈に東遼道開發株式會社が設立されたが、續いて密山炭礦區は日鐵に移譲され、積極的増産が行はれるものと見られてゐる。即ち

同炭質は現在最も不足してゐる製鐵用適性原料炭でありこれが増産は刻下の急務とされてゐるので、目下満洲政府、満炭

鐵山勞務者協議

鐵山勞務者の充足如何が戰時生産力擴充計畫遂行上に及ぼす影響甚大なるに鑑み厚生省では今回全國職業紹介機關の全面的活動

神戸市東郊岸に

待望の大貯炭場

一、鐵山勞務者紹介に關する通牒の主旨徹底に關する件
一、求人申込み並に有効なる勞務者充足方法に關する件
一、勞務者の移動並に爭奪防止に關する件
一、其他入坑率の推持向上施設の改善に關する件

一、財團注入職業協會の協力により極力充足の方途を講ずる事に決定したが、更に近く開かれる道府縣職業課長並に職業紹介所長の地方ブロック會議に於ても特に鐵山監督局石炭鐵業聯合會其他產業團體の代表者を招集して左の事項につき打合せ協議を重ね鑑山勞務者の充足に萬全の対策を講ずる事となつた。

石炭增産計畫樹立に

福鐵局各團體の意見聽取
最近、國內石炭の需給關係は石炭の不足により著るしく圓滑な缺く状態にあるが、今般福岡鐵山監督局ではこれが原因を増産計畫の不徹底によるものとの見解にもづき、その促進確保によつて供給を増大せしめ石炭の需給調整に乘出すこととなつた。先づその具體的方策として次の要目により石炭業聯合會、九州石炭鐵業聯説會、石炭鐵業互動會、宇都鐵業組合、福岡地方石炭山配給統制協議會、日鐵鐵業株式會社等の關係諸團體に意見を打診する事となり十一

四、當局管内に於ける炭鐵勞務者の充足並びに募集方法の改善に關する具體的方策
五、當局管内に於ける炭鐵勞務者の稼働率の強化徹底を行ふことになつてゐる。

六、當局管内に於ける石炭山の既存設備の高度利用による増産計畫の遂行に關する具體的方策

豫定量入荷の見通しつく

日陶聯石炭共同購入は共購實施以來四ヶ月一齊にこれが通牒を發したが、各方面から提供された方策をもとにして、近く増産計畫

一、當局管内に於ける石炭鐵業の統制に關する具體的方策
二、當局管内に於ける石炭鐵業の整理並にこれに伴ひ増産をなすに必要な具體的方策

三、當局管内に於ける石炭鐵業同資材の配給機構の改善に關する具體的方策

されつゝあるので恐らく今月度から三萬

神をこめて最も嚴かに執り行はれた。

五千噸の實績をあげ得る見込みである。因みに四、五、六の三ヶ月間は平均二萬五千噸の入荷で、毎月一萬噸が不足してゐたのである。

日陶聯の輸出用炭割當決定

日陶聯の購入炭中輸出用炭の割當比率は左の如く決定した。

瀬戸二六・二三%▲岐工聯三六・二五%▲

名古屋一九・六八%▲萬古一三・二一%▲

品滑〇・六八%▲常滑四・〇五%▲愛陶〇

石炭統制ブル案成る

共販會社も設立か

更に具體案慎重協議
商工省では炭價統制と配給統制の完璧を期すべく種々研究中であるが、これが抜本塞源的解決法として現在の配給機構並に配給方法に根本的改革を加へ共同販賣會社を設立しブル計算による貿收販賣を行ふが最

なる。

なほ新會社開業は九月一日を豫定され、これに先立ち各都市に散在する小賣業者は新會社の小賣取引店に指定され、末稍配給組織が整備する筈でこの機會に基盤並に信用される。新會社設立後の石炭配給機構左の如じ

山元一日滿商事→新會社→小賣店→消費者

内地でも

統制要綱決る

商工省機構の改革で石炭行政は燃料局に統合され目下生産、配給價格の一貫統制を目指して調査研究を急いでゐるが遅くとも今冬の石炭需要最盛期までには生産、配給價格消費統制を實施する意向である。即ち一、生産統制は嚴密なる需要調査を爲し不足數量並に不足炭種を明かにしこに基づいて増産計畫を樹立することになるが重要鑄物増産法に基づく増産命令は不可避としてゐる。現在最も不足せる炭種は高カロリー炭及び強粘性原料炭であるが

石炭も共販制に

來月六月 全國石炭

統制組合理事會で協議

前五千噸の實績をあげ得る見込みである。因みに四、五、六の三ヶ月間は平均二萬五千噸の入荷で、毎月一萬噸が不足してゐたのである。

日陶聯の輸出用炭割當決定

日陶聯の購入炭中輸出用炭の割當比率は左の如く決定した。

瀬戸二六・二三%▲岐工聯三六・二五%▲

名古屋一九・六八%▲萬古一三・二一%▲

品滑〇・六八%▲常滑四・〇五%▲愛陶〇

石炭統制ブル案成る

共販會社も設立か

更に具體案慎重協議
商工省では炭價統制と配給統制の完璧を期すべく種々研究中であるが、これが抜本塞源的解決法として現在の配給機構並に配給方法に根本的改革を加へ共同販賣會社を設立しブル計算による貿收販賣を行ふが最

なる。

なほ新會社開業は九月一日を豫定され、これに先立ち各都市に散在する小賣業者は新會社の小賣取引店に指定され、末稍配給組織が整備する筈でこの機會に基盤並に信用される。新會社設立後の石炭配給機構左の如じ

山元一日滿商事→新會社→小賣店→消費者

内地でも

統制要綱決る

商工省機構の改革で石炭行政は燃料局に統合され目下生産、配給價格の一貫統制を目指して調査研究を急いでゐるが遅くとも今冬の石炭需要最盛期までには生産、配給價格消費統制を實施する意向である。即ち一、生産統制は厳密なる需要調査を爲し不足數量並に不足炭種を明かにしこに基づいて増産計畫を樹立することになるが重要鑄物増産法に基づく増産命令は不可避としてゐる。現在最も不足せる炭種は高カロリー炭及び強粘性原料炭であるが

善の案として意見の一一致を見るに至った如くである。これが具體化に就いては行政機構改革實現後燃料局に創設されることになる筈である。而して此の實現は相當重大問題であるから商工當局も極めて慎重な態度を取つて居り、業者側とも懇談が重ねられる筈である。而して此の實現は勿論業者側の時局認識と協力に俟ち解決する可き問題で茲に其の實現を繞り業者の自主的具體案と官治的具體案が登場するに至るものと見られる。

全滿一元的配給機關 石炭販賣會社設立

九月初め四都で開業

題であるから商工當局も極めて慎重な態度を取つて居り、業者側とも懇談が重ねられる筈である。而して此の實現は勿論業者側の時局認識と協力に俟ち解決する可き問題で茲に其の實現を繞り業者の自主的具體案と官治的具體案が登場するに至るものと見られる。

合同石炭會社創設

若松合同石炭株式會社では今回九州、山口縣下の石炭供給地における石炭仲買商統制團體結成を促し、各地において合同石炭會社を創設することになり、三十日午後一時若松合同石炭會社臨時總會を開催、これに伴ふ定款變更の件を協議する。

實現の上は若松合石が九州、山口縣下同業統制會社の母體として各地業者と組織的聯絡の下に統制を強化、國策に協力するものである。

善の案として意見の一一致を見るに至った如くである。これが具體化に就いては行政機構改革實現後燃料局に創設されることになる筈である。而して此の實現は勿論業者側の時局認識と協力に俟ち解決する可き問題で茲に其の實現を繞り業者の自主的具體案と官治的具體案が登場するに至るものと見られる。

冬期石炭需要最盛時に於ける民需石炭の配給不圓滑は昨年の實例に徴するも深刻なる社会問題であるのでこれが調節に開しては鐵道踏まず候房用は勿論、工場用炭の配給

工公會、警察、協和會各機關協力の下に善體案と官治的具體案が登場するに至るものと見られる。

後事を講じたのであるが、今年度はこの前鐵道踏まず候房用は勿論、工場用炭の配給

工公會、警察、協和會各機關協力の下に善體案と官治的具體案が登場するに至るものと見られる。

九州水力電氣株式會社

久恒鑛業(九州)
下花園炭開發
新會社を設立
大口需要筋に
炭鑛經營を懇願
大陸炭開發に拍車

察南下花園炭礦のうち蒙彌聯合委員會所有
礦區は從來大同炭礦と共に撫順炭礦の手で
採掘されてきたが委員會では今後これが開
發を大同炭礦とは別個に九州の久恒鑛業會
社に委任經營せしめ出炭の増加をはかる共
に隣接礦區の統制開發を行ひ自場消費炭補
給の強化をはかることとなり久恒鑛業全額
出資のもとに六百萬圓、四分の一拂込の下
花園炭礦公司を近く設立することとなつた

（昭和十二年度上半期出願件數）試掘二千
百十▲採掘十八▲砂礦區廿四（昭和十四
年度上半期出願件數）試掘二千三百四十
二▲採掘四十▲砂礦區五十一（昭和十二
年度登記件數）試掘五百卅七、採掘八、
砂礦區二（昭和十四年度登記件數）試掘
千百十八▲採掘十五▲砂礦二

なほこの膨脹に對し福岡鑛山監督局職員も
約一倍半の増員をしてこれらの處置をもつてゐる。

福岡地方鑛業

報國聯合會

結成の機運成る

福岡鑛山監督局は「福岡地方鑛業報國聯合
會」の名稱のもとに結成の準備を進めてゐ
たが、規約の成案を得たので業界の有力者
に諮りさらに案を練つた上で遅くとも本月
下旬には創立總會を開催する。

登録件數は戰前の昭和十二年度一月から六
月までの上半期と、昭和十四年度の上半期
を比較するごとく二倍になつてゐる。種別に
みた比較件數は次の通り
（昭和十二年度上半期出願件數）試掘二千
百十▲採掘十八▲砂礦區廿四（昭和十四
年度上半期出願件數）試掘二千三百四十
二▲採掘四十▲砂礦區五十一（昭和十二
年度登記件數）試掘五百卅七、採掘八、
砂礦區二（昭和十四年度登記件數）試掘
千百十八▲採掘十五▲砂礦二

なほこの膨脹に對し福岡鑛山監督局職員も
約一倍半の増員をしてこれらの處置をもつてゐる。

（昭和十二年度上半期出願件數）試掘二千
百十▲採掘十八▲砂礦區廿四（昭和十四
年度上半期出願件數）試掘二千三百四十
二▲採掘四十▲砂礦區五十一（昭和十二
年度登記件數）試掘五百卅七、採掘八、
砂礦區二（昭和十四年度登記件數）試掘
千百十八▲採掘十五▲砂礦二

なほこの膨脹に對し福岡鑛山監督局職員も
約一倍半の増員をしてこれらの處置をもつてゐる。

役員の人選は會長は鑛山監督局長、理事
長は同總務部長、幹事長は同鑛政課長と
みられてゐるが、副會長には有力な炭礦
業者、顧問には管内各縣の警察部長およ
び各鑛業會社の社長級人物、評議員には
代表的鑛山の鑛業報國會々長、理事には
有力鑛山の中堅幹事をそれべ委嘱する
方針である。

なほ本聯合會の本部は福岡市に設置し必要
に應じ地方に支部を設置する。

なほ本聯合會の本部は福岡市に設置し必要
に應じ地方に支部を設置する。

若松新棧橋の最終工事に着手

來年五月までに竣工

若松港石炭荷役圓滑化のため昨年十月來
總工費百餘萬圓を投じ改築中の若松新棧橋
最終工事たる中部乙工事起工式は十三日午
前十時から執行された。來年五月竣工の豫
定で先に完成の東部、中部甲、西部工事と
共に全部の完成を告げるわけである。

新棧橋は全部鐵筋コンクリートで木造の
舊棧橋が飽腹のため干潮の場合荷役船舶

が近寄れないのに較べ直角の下の如何な
る船舶でも自由に横着され又シユート
の口が從來よりも約一メートル高くなり
勾配も十分なため石炭荷役に多大の能率
を上げ得るものと竣工を期待されてゐる

三井、三菱も乗出し

滿炭の礦區開放

滿洲に於ける石炭開發を促進するため滿炭
の礦區を開放することになつたが日鐵の放
山炭礦經營のほか早くも三井、三菱兩社て
も滿洲乘出し工作に着手してゐる。即ち三
井鑛山は阜新、北票の兩炭田、三菱鑛業は
間島地方の和藏開發を自指し滿洲國炭業委
員會、滿炭等と下交渉を進めてゐるが、こ
れが落着は尙ほ餘曲折を経るものと見られ
てゐる。すなはち阜新炭の如きは滿炭に於
いて今年度出炭二百四十萬噸を目標に力瘤
を入れて來たものであるだけに直ちに滿炭
が手離すかどうかは多大の疑問があり内地
資本の進出は結局滿炭が未だ手をつけてゐ
ない未開發炭田が主となることとなるもの
と見られてゐる。

炭に投資又は直接炭礦開發に當らしめその
需要總數の大体半分位は大陸炭を使用せし
てゐる。むへしさする意見が有力化してゐることは
注目される。即ち
滿炭の所有礦區の分割により既に日鐵其
他は滿洲炭礦經營に乗出さんよしであり
燃料局では本年度の石炭供給不足対策として
積極的増産、配給統制消費節約等総合的
調整具体案の作成を急いでゐるが最近日本
又日本發送電の如きも東邊道開發會社に
投資することにより相當數量の確保を計
画中で既に或る程度大陸炭依存傾向は具
体化してゐるが當局としては一層これが
傾向を普及徹底せしむることとなるべく
殊に陸海軍御用船及び一般船舶のパンカ
ーも出来るだけ大同、其他大陸炭の積込
みを懇願するべくならう。

本會記事

武内専務歸來談發表

本社の武内専務は二十日特急富士で歸社し若松記者團に最近の炭界の動向其他に關し歸來談を發表したが其の要旨は左の如くである

互助會石炭株式會社

専務取締役 武 内 神 藏

石炭ニ關スル緊急要務ノタメ本月十一日上京商工省ヲ初メ關係各省ヲ歴訪殊ニ小島燃料局長官及中央物價委員會石炭委員長小川郷太郎氏並ニ全委員高橋龜吉氏トモ親シク會見炭界ノ現狀及將來ニ付縷々陳情シ又腹藏ナキ意見ヲ交換シタ、詳細ハ未だ發表ヲ差控フルガ二、三ノ點ヲ申上グレバ

一、石炭聯合會ヤ互助會ノ自治的團體所屬ノ石炭ハ全面的配給統制トナリ來ル十月一日頃ヨリ實施ノ運ビニ至ル

様デアル

二、從テ現在ノ非加盟炭坑ハドウナルカト云ヘバ差當リ政府ノ直轄トシテ指示ヲ受ケルコト、ナルガ石炭不足ノ現狀ニ於テ相當有利ノ立場ニアル非加盟炭坑モ當局ノ談ニヨレバ此ノ統制強化ニヨリ炭價ニ重壓ヲ受ケルコトニナルハ免カレズ此ノ際何レカノ團體ニ加入セナケレバナルマイ

一、石炭ノ供給不足ニ至ル原因ハ色々アルガ就中労働者ノ不足テ是レハ事變勃發直後カラ充足問題ニ付互助會ハ半島人ノ労働者移入等ニ付極力陳情請願シテ來タガ今ニ其ノ實現ニ至ラズ又礦業用ノ資材ガ軍需工業用ト同ノ配給取扱ヒヲ受ケナカツタメ資材不足此ノ二ツガ主因ヲナシテ居ルハ勿論デアルガ要ハ生産又生産ニ力ヲ入レルコトガ具体的ニ種々ノ事情ノタメ遂行出來ナカツタノデ石炭ノ不足ヲ懲フニ至ツタノデアルガ今

後ノ増產對策トシテ政府ハ勞働力ノ充足及資材配給ニモ具体的方針ガ著々確立サレツ、アル様デアルガ吾々業者ハ一日も早ク其ノ實現ヲ要望シテ止マヌ次第デアル

局トシテ關係各省トノ聯絡ヲ緊密ニ且ツ徹底シテ居る様ニ思ツタ、吾々業者ハ此際政府ヲ信賴シ其ノ方針ヲ尊重シテ監督官廳ノ指示ヲ遵奉益々礦業報國ニ邁進セネバナラヌ云々

○互助會地方部會

申ノ既設設備ヲ其ノマニ利用シテ公正ナル見地ヨリ國家的ニ有利ナ採掘ヲナシ得ル隣接第三者ノ礦區ニ對シテハ礦區ノ一部分讓又ハ分割等ニ付當事者間ニ於テ適正妥當圓滿解決ノ一日モ速カラムコトヲ望ムモノデアル

若シ相互關係者間ニ於テ解決至難ノ場合ハ其ノ交渉顛末書ヲ監督官廳ニ提出シテ礦物增產法ニ基キ公正ナル裁定ヲシテ貰フ積リデアル。此ノ問題ハ商工省當局ハ勿論中央物價委員會モ現下ニ處スル石炭增產上極メ

テ重要性アルモノトシテ實現ヲ期シテ居ラル、様デアル

一、貨車問題ニ關スル件

一、以上要スルニ政府部内各關係當局ニ於テ石炭燃料ノ適正配給ト增產ニ對シ眞剣ニ討究セラレ殊ニ商工省ハ當

(1) 部會提出書類ニ關スル件

(2) 查定審議ニ就テ

(3) 六月分各礦配車查定案ノ審議

(4) 本土送リニ關スル件

(5) 炭標ニ關シ

(6) 其他一般事項

一、西部荷役改善規約立案ニ關スル件

一、戸畠驛炭積機使用汽船積石炭取扱手續ニ關スル件

一、一般炭況ニ關スル件

一、日本發送電株式會社ニ關スル件

一、第六回支部總會

六月廿九日午後四時佐世保市萬松樓ニ於テ第六回支部總會開催。吉原支部長、兒玉、角口、井家上(代理)各常任理事、有吉、麓各理事、松島(福井炭礦)、中野(江里)、

高橋(大伊万里)、中橋(山住)、高橋(土肥ノ浦)、廣川(角山)、小代(川釣)、右近(名切)、林(日宇)、三崎(古賀)、真田(香焼)、佐田(立岩)、荒木(勝田)、木村(大黒)、仁部(新屋敷)、齊藤(大坪)、各會員、互助會側安

八、生産擴充ニ關スル件

イ、釘、針金、亞鉛引鐵板ノ最近ノ配給狀況ニ關シ

ロ、カーバイト配給ニ對スル商工省ノ最近ノ配給方策

ニ關シ

ハ、特別會費ニ關シ

イ、増產法ニ基ク會員炭坑隣接鑛區讓渡若クハ鑛區增減ニ關スル裁定整理問題ニ關シ

西、熊川、早田出席ノ上、左記事項ヲ附議決議セリ。

議題

第六回肥前支部總會議題

一、一般炭況ニ關スル件

二、商工大臣ト武内專務トノ會見經過ニ關シ

三、炭價ニ關スル件

四、アウトサイダー炭坑ニ對スル最近ノ商工省ノ統制方針ニ關シ

五、仲買商統制ノ強化ト共同販賣問題ニ關シ

六、東邦電力料ニ關シ

七、鐵鋼統制問題

イ、釘、針金、亞鉛引鐵板ノ最近ノ配給狀況ニ關シ

ロ、カーバイト配給ニ對スル商工省ノ最近ノ配給方策

ニ關シ

ハ、特別會費ニ關シ

イ、増產法ニ基ク會員炭坑隣接鑛區讓渡若クハ鑛區增減ニ關スル裁定整理問題ニ關シ

各理事、互助會支部、安西主事、早田出席左記議事ヲ附議ナシタリ。

第七回支部理事會議題

一、日發問題ニ關シ

一、商工省ニ對シ炭價ノ回答ニ關スル件

一、釘、針金、鐵線等ニ關シ上京ノ件

一、其他事項

口、勞動力充足ニ關スル件

口、器材ノ充足ニ關スル件

九、日發納炭追加數量ニ關シ

十、日滿支石炭聯盟加盟ノ件

十一、恵比須、角山、大坪、久間炭礦新規入會ニ關スル件

一、鐵鋼統制講習會

七月八日午後一時佐世保市公會堂ニ於ク、福岡鑛山監督

局久保係官ノ臨席ヲ仰ギ、福岡鑛山監督局管轄下互助會

肥前支部會員炭礦ニ對シ、左記議事ノ内容ニ關シ懇切ナル説明ヲ願ヒ、配給統制手續並ニ事務的細則ニ關シ大イニ成果ヲ得クリ

議事



石炭鑛業権設定

(自昭和十四年五月十一日) (至昭和十四年六月十日)

福岡鑛山監督局

登録番號	礦區所在地	面積	鑛業権者住所氏名
佐賀 番三七	藤津郡七浦村濱町 同 上	八九、六〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
長崎 番三三	東彼杵郡彼杵村 同 上	一〇〇、九〇	福岡市大名町 高須重彦
宮崎 番三五	南那珂郡音田村 同 上	八九、五〇	株式鈴木石炭商店鑛業部
山口 番三六	厚狹郡万倉村 同 上	一、〇〇、〇〇	中村雅輔
福岡 番三三	遠賀郡水卷村中町遠賀村 同 上	一、〇〇、〇〇	三菱鑛業株式會社
佐賀 番三九	泊屋郡志賀島村並二海面 同 上	一、〇〇、〇〇	西村宇治外一人
福岡 番三〇	東松浦郡入野村並二海面 同 上	一、〇〇、〇〇	福本梅助
山口 番三一	藤津郡久間村杵島郡橋村須古村錦江村 同 上	一、〇〇、〇〇	貝島炭鑛株式會社
福岡 番三二	糸島郡周船寺村波多江村今宿村元岡村 同 上	一、〇〇、〇〇	株式會社麻生商店
佐賀 番三三	遠賀郡岡垣村 同 上	一、〇〇、〇〇	赤星義浩外一人
福岡 番三四	嘉穂郡大分村 同 上	一、〇〇、〇〇	戸川田種市
山口 番三五	美蘇郡秋吉村太田町瀧僥 同 上	一、〇〇、〇〇	飯塚市立岩
福岡 番三六	三池郡開村 同 上	一、〇〇、〇〇	小倉市鍛冶町
佐賀 番三七	山門郡大和村並二海面兩開村地先海面 同 上	一、〇〇、〇〇	同上
佐賀 番三八	佐賀郡兵庫村金立村高木瀬村 同 上	一、〇〇、〇〇	三井鑛山株式會社
神崎郡三田川村神崎町城田村 同 上	東京市日本橋區室町二丁目 同 上	一、〇〇、〇〇	同上
佐賀郡南川副村中川副 同 郡西川副村北川副村 同 郡北有明村並二海面	杵島郡須古村錦江村龍玉村 同 上	一、〇〇、〇〇	久恒得郎外二人
吉敷郡西岐波村地先海面宇部市地先海面 大津郡向津村並二海面	大津郡向津村並二海面 同 上	一、〇〇、〇〇	稻村久惠
西彼杵郡高濱村地先海面 南那珂郡吾田村烟田村油津村 美蘇郡東厚保村大嶺村 吉敷郡佐山村荒川村並二海面 北高來郡古賀村西彼杵郡矢上村 北松浦郡調川村上志佐村 同 郡志佐町上志佐村 北松浦郡杣木村世知原村佐賀縣西松浦郡二里村大山村東山代村 宇部市地先海面厚狹郡小野田町地先海面	同 市沖字部 同 上	一、〇〇、〇〇	松井彥一外四人
長崎 番三九	長崎縣西彼杵郡長與村 同 上	一、〇〇、〇〇	廣瀬傳市
山口 番三一	名古屋市熱田區池内町 東京市目黒區自由ヶ丘 守部市沖字部 同 門司市大里 佐世保市谷榔町 宇部市冲字部 同 上	一、〇〇、〇〇	株式鈴木石炭商店鑛業部 東見初炭鑛株式會社
長崎 番三二	同 上	一、〇〇、〇〇	同上
山口 番三三	田川熊吉 羽田榮重	一、〇〇、〇〇	同上
長崎 番三四	東京市芝園田村町一丁目 宗部鑛業株式會社	一、〇〇、〇〇	同上
山口 番三五	同 上	一、〇〇、〇〇	同上
長崎 番三六	同 上	一、〇〇、〇〇	同上
山口 番三七	同 上	一、〇〇、〇〇	同上
長崎 番三八	厚狹郡小野田町地先海面	一、〇〇、〇〇	同上

同	鹿兒島	美紀	下關市地先海面	秋	重	實	藏
同	熊本	臺灣	宇都市戸馳村並二海面	同	上		
同	長崎	臺灣	南那珂郡油津町吾田村並二海面	同	上		
同	福岡	臺灣	北松浦郡平戸町中野村	同	上		
同	佐賀	臺灣	八重山郡竹富村	同	上		
同	大分	臺灣	厚狹郡小野田町地先海面	同	上		
同	宮崎	臺灣	杵島郡竹内町	同	上		
同	熊本	臺灣	東松浦郡相知町嚴木村小城郡西多久村	同	上		
同	長崎	臺灣	西松浦郡波多津村黒川村並二海面長崎縣北	同	上		
同	福岡	臺灣	松浦郡福島村地先海面	同	上		
同	佐賀	臺灣	宇佐郡長峰村横山村	同	上		
同	大分	臺灣	山門郡大和村三橋村瀬高村	同	上		
同	熊本	臺灣	同郡瀬高町三橋村	同	上		
同	長崎	臺灣	佐賀郡西川副村南川副村新北村中川副村	同	上		
同	福岡	臺灣	上益郡福田村七瀬村	同	上		
同	佐賀	臺灣	南高來郡神代村西郡村	同	上		
同	大分	臺灣	北松浦鹿町村並二海面	同	上		
同	宮崎	臺灣	北高來郡森山村並二海面	同	上		
同	熊本	臺灣	南那珂郡東郷村	同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同	大分	臺灣		同	上		
同	宮崎	臺灣		同	上		
同	熊本	臺灣		同	上		
同	長崎	臺灣		同	上		
同	福岡	臺灣		同	上		
同	佐賀	臺灣		同	上		
同							

△日本發送電株式會社主催、懇談會、若松みどりやに開催
本社より武内專務以下出席す。

△福鑛局、鑛山勞務監督指導を強化、長期建設、鑛業報國の精神に對處することになつた。

七月五日(水)曇

△北海道送炭數量は依然減退をつゝけ、要へられてゐる。

七月六日(木)晴

△本社と福鑛局との懇談會を博多方亭に開催、福鑛局から中村局長以下、本社からは武内專務外各重役多數出席した。

△總動員法の發動により鐵、石炭の價格引下斷行せらるべしと各紙報導、世間の耳目をひいた。

七月七日(金)晴

△國鐵の購入炭が決定した價格は相當引下げの模様である

七月八日(土)晴

△福鑛局では、保護坑夫許可範圍擴大に關して、本省と打合中である。

七月九日(日)晴

△商工省生産力擴充委員會に於て、鐵石炭等十品目に就き

△鑛山工場別、物資別に生産擴充計畫を決定した。

△福鑛局、石炭增產遂への準備を進めた、近く增產に關する諸問を發することになる模様である。

△鑛害復舊期成同盟主催、鑛業法中改正案に關する講演會本會より福井出席。

七月十一日(火)晴

△本社武内專務要務を帶びて本日上京す。

△縣廳に於て勞務者充足打合會、赤司主任出席。

七月十二日(水)晴

△映畫と模型で、筑豐方面の炭坑に對する認識是正につとめた結果、多數の坑夫志願者を得るに至つた。

七月十三日(木)晴

△石炭鑛業聯合會理事會、日本工業俱樂部に於て開催、物

資労力の緩和方を當局に要望す。

七月十四日(金)晴

△筑豐炭田では新舊益の實施がまちくであるのを統一すべく代表者間に協議が行はれることになつた。

七月十五日(土)晴

△鑛山勞務者充足聯絡協議會、赤司主任出席。

△福岡鑛山監督局佐世保支所落成式を市公會堂に於て舉行

鹿児島 呂光生	日置郡東市來下伊集院村	さくしま ろうこうせい	同 縣田川郡金田町	辻 万次郎 外一人
熊本 麻里三	葦北郡日奈久町八代郡金剛村高田村	くまもと まりさん	東京市麻生區観町	中井 良郎 外二人
同 日奈久	同郡同村	なつき	堀川 伸一	堀川 伸一
長崎 四三三	北松浦郡細差村地先海面西中野村地先海面	ながさき しふさん	宇都市中字部	未富幸次郎 外一人
同	東彼杵郡折尾瀬村	なつき	佐世保市山陽町	中村 穎一 外一人
福岡 古屋	早良郡殘島村並三海面福岡市地先海面	ふくおか こや	宇都市中字部	竹中 雪藏 外一人
同	厚狹郡吉田村東田村	なつき	佐世保市沖宇部	沖ノ山炭礦株式會社
同	同郡小野田町地先海面	なつき	同市地行東町	末富幸治郎
佐賀 三豊	西松浦郡二里村大坪村大山村	さが さんぽう	大分郡中里村	福田 鶴三 外一人
同	神崎郡城田村境野村	なつき	東京市日本橋區室町三丁目	三井鑛山株式會社
熊本 美里	天草郡一町田町宮津村	くまもと みり	長崎市引地町	原 庄次郎 外一人
長崎 四四	南松浦郡育村並二海面	ながさき しよく	山口縣吉敷郡名島村	秋 本 潤 輔
同	北松浦郡細差村地先海面	なつき	宇都市中字部	末 富 幸 治 郎
福岡 吉五	嘉穂郡大隈町	ふくおか きちご	東京市杉並區秋窓一丁目	大平鑛業株式會社

△日本發送電株式會社主催、懇談會、若松みどりやに開催。本社より武内専務以下出席す。

△福礦局、礦山勞務監督指導を強化、長期建設、礦業報國の精神に對處することになった。

七月五日(水)晩

△北海道送炭數量は依然減退をつゝけ、憂へられてゐる。

七月六日(木)晴

△本社と福礦局との懇談會を博多方亭に開催、福礦局から中村局長以下、本社からは武内専務外各重役多數出席した。

△總動員法の發動により鐵、石炭の價格引下斷行せらるべしと各紙報導、世間の耳目をひいた。

七月七日(金)晴
△國鐵の購入炭が決定した價格は相當引下げの模様である。

七月八日(土)晴

△福礦局では、保護坑夫許可範圍擴大に關して、本省と打合中である。

七月九日(日)晴

△商省生產力擴充委員會に於て、鐵石炭等十品目に就き鑛山工場別、物資別に生産擴充計畫を決定した。

七月十日(月)晴

△縣廳に於て勞務者充足打合會、赤司主任出席。

七月十一日(火)晴

△本社武内専務要務を帶びて本日上京す。

七月十二日(水)晴

△映畫と模型で、筑豐方面の炭坑に對する認識是正につとめた結果、多數の坑夫志願者を得るに至つた。

七月十三日(木)晴

△石炭礦業聯合會理事會、日本工業俱樂部に於て開催、物資労力の緩和方を當局に要望す。

七月十四日(金)晴

△筑豐炭田では新舊盆の實施がまち／＼であるのを統一すべく代表者間に協議が行はれることになった。

七月十五日(土)晴

△鑛山勞務者充足聯絡協議會、赤司主任出席。

△福岡鑛山監督局佐世保支所落成式を市公會堂に於て舉行

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便渺からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良心と鍔骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究と併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

京都帝國大學助教授理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質說明書

◆菊版函入
◆分譲費參圓
◆插圖化石寫真數種
(送料十錢)

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

長崎縣北松浦郡佐々村
振替岡福三三四二番五
南松部礦業會發行

京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎先生著

北松浦炭田地質說明書

昭和十三年一月刊行

附錄
袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版函入
◆分譲實費參圓
（送料十錢）

村々佐郡浦松北縣崎長
行發會業鑛部南松北
番五二二四三岡福替振

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便渺々憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蓄積を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良心と鍔骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究と併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐有必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

**鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機
株式谷商店**

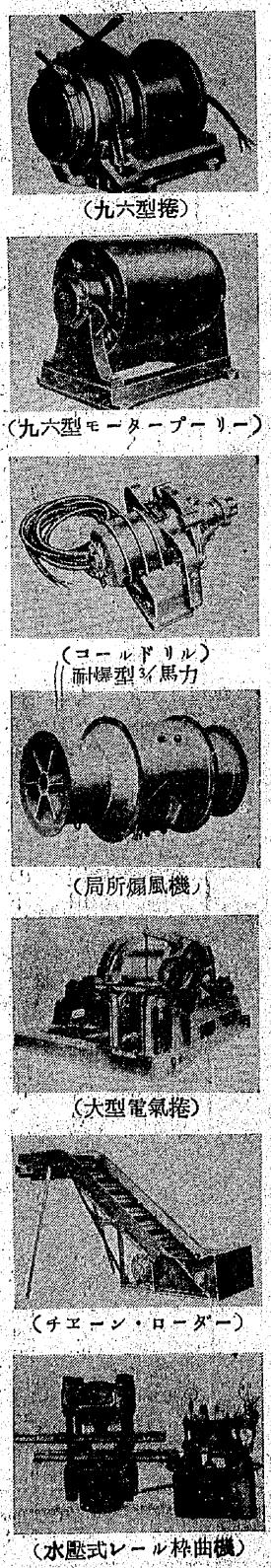
福岡市上小山町三ノ四番地
電話東五七七一・一九六・一九九

ベルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係

西 部 電 氣 工 業 所	獨乙プロットマン社鑛山機械	福島鉱製造所トンボ鉱
東京衝機製造所	瓜生製作株式會社	江崎鐵工所プレス類
藤村機械製造株式會社	日本S K F 興業株式會社	石原兄弟商會プレス類
日本機械製鎖株式會社	椿本子エーン製作所	日立製モータードリル類
	大隈鐵工所工作機械	山本商會工作機械
	草場計器製作所	植田鐵工所齒車
	關西鐵工所	毛利製作所

（小型萬能捲）
（人車急救車）
（九六型捲）
（九六型モーター・ブレーキ）
（コールドドリル）
（局所煽風機）
（大型電氣捲）
（チエーン・ローダー）
（水壓式レール杵曲機）
（ベルトローダー）
（ロツク・ドリル）
（ロツク・ハンマー）
（電氣開閉器）
（掘進用タービンポンプ）
（コンベヤー電動機）
（小型萬能捲）

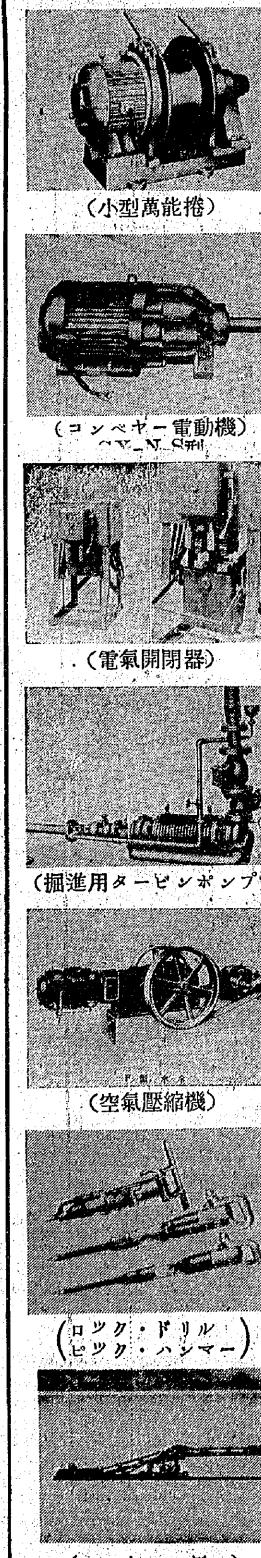


礦山用・工場用・諸機械・精密測定機 株式谷商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話(東)呉古一・九〇六・九九九

ベルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係	
西獨乙フロットマン社	電氣工作機械
東京衛機製造所	鐵工所
日本SKF興業株式會社	鋼鐵會社
日本機械製錫株式會社	工作機械
藤村機械製造株式會社	木工機械
日本機械製錫株式會社	齒輪車
石原兄弟商會	塑膠會社
日立製モータードリル	西鑄鐵所
山本商會	工作機械
貝ツカ一商會	鐵部



編輯後記

日英東京會談も「英國の面目」問題で永
引くようだが、我國の要求は手ぬるい位だ
から、全部承認しても左程面目にもかゝら
ないが、屁理屈を並べてゐたら斷然決裂／
無敵皇軍の實力で租界回収までやつつけられ
たらそれこそ大英帝國の面目は丸潰れだ
其上交戦權でも發動したら、支那からは追
出され、印度は獨立、南洋の植民地もどう
なるかわからぬ。まあ足許の明るい中に
兜を脱ぐが賢明な策だ。

× × ×
重工業を軸とする生産力擴充計畫進捗
に伴ひ、石炭の需要は頓に激増し、本年度
の總需要量は前年度より約五百萬噸増加し
て五千六百萬噸に上るものと推定されるが
炭界の實情は増產どころか本年一月以降漸
減の有様である。

七月號の編輯は、杉山巒洋畫伯に依頼し
て夏の富士山の雄姿で口繪を飾り、巻頭言
のカットも面目を一新して、苦熱と渴水に
苦しむ愛讀者諸賢に涼味を満喫して頂きた
いといふ編輯子の苦心を買つて頂きたい。
主論文としては武内專務の「石炭需給の現
状と對策」、小金礦山局長の「石炭の統制に
就て」等相當味のあるものを掲載したつも
りだ。

(七月二十一日白刃生)

互助會報・第四卷・第七號

購	一冊	金參拾錢	郵稅共
半年分	金壹圓八拾錢同上		
一年分	金參圓六拾錢同上		

料金は前金の事

昭和十四年七月十七日印刷納本
昭和十四年七月二十日發行

若松市本町二丁目

若松市堺町三丁目
石炭礦業互助會
发行人 風戸道康
編輯人

若松市本町二丁目
印刷所 吉田印刷所
電話六五二番

發行所 石炭礦業互助會
電話七三四〇六七九番

久長運武之軍皇祈
鬪奮之兵將軍皇謝

東邦電力株式會社

九州電氣軌道株式會社

九州水力電氣株式會社

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可（毎月一回二十日）
昭和十四年七月十七日印刷納本 昭和十四年七月二十九日

石炭礦業互助會報 訂行所 若松市本町二丁目